

第4期
南島原市地域福祉計画 ・
南島原市地域福祉活動計画
(素案)

計画期間：令和 8～12 年度（2026～2030 年度）

令和 8 年 1 月

南島原市

南島原市社会福祉協議会

ごあいさつ

市長挨拶を掲載予定

ごあいさつ

社会福祉協議会会長挨拶を掲載予定

目次

<第1編>

第4期 南島原市地域福祉計画・南島原市地域福祉活動計画

第1章 計画の概要

| | |
|---------------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間と進行管理..... | 3 |
| 4 計画の策定体制と住民参画..... | 3 |

第2章 現状と課題

| | |
|----------------------|---|
| 1 人口構造と少子高齢化の状況..... | 4 |
| 2 高齢者のいる世帯の状況..... | 8 |
| 3 要配慮者の状況 | 9 |

第3章 計画が目指すもの

| | |
|-----------------|----|
| 1 計画の基本理念..... | 12 |
| 2 目指す将来像 | 12 |
| 3 計画の基本目標 | 13 |
| 4 計画の体系 | 14 |
| 5 計画の推進..... | 15 |

共同企画 高校生ワークショップ

第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開

| | |
|---|----|
| 基本目標 1 誰にとっても暮らしやすいまちづくり | 20 |
| 1 地域におけるつながりを育む..... | 20 |
| 2 誰もが役割と生きがいをもつ社会の醸成(支え・支えられる関係の循環) | 25 |
| 3 地域社会の持続的発展の実現(地域における人と資源の循環)..... | 29 |
| 基本目標 2 生活の困りごとが相談しやすいまちづくり | 32 |
| 1 包括的な相談支援体制の整備 | 32 |
| 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 36 |
| 3 多機関協働による支援調整..... | 37 |
| 4 支援プランの作成..... | 39 |
| 基本目標 3 相互に支え合う地域づくりの実施体制整備 | 40 |
| 1 社会とのつながりを回復するための参加支援 | 40 |
| 2 地域づくりに向けた支援..... | 42 |

<第2編>

南島原市成年後見制度利用促進基本計画

| | |
|---------------------------|----|
| I 計画の概要..... | 46 |
| (1)計画策定の背景と趣旨..... | 46 |
| (2)計画の位置づけ..... | 47 |
| (3)計画期間..... | 47 |
| II 基本目標及び市の取り組み..... | 47 |
| 目標1 地域の権利擁護支援体制の構築..... | 47 |
| 目標2 制度の周知及び相談支援体制の整備..... | 47 |
| 目標3 成年後見制度利用支援の推進..... | 47 |

南島原市再犯防止推進計画

| | |
|--------------------------------|----|
| I 計画策定にあたって..... | 48 |
| (1)計画策定の背景と趣旨..... | 48 |
| (2)再犯防止推進計画とは..... | 48 |
| (3)計画の位置づけ..... | 48 |
| (4)計画期間..... | 48 |
| (5)計画に基づく再犯防止施策の対象者..... | 48 |
| II 計画の基本方針..... | 48 |
| (1)基本的な考え方..... | 48 |
| (2)重点項目..... | 49 |
| III 市の取り組みについて..... | 49 |
| (1)就労・住居の確保..... | 49 |
| (2)保健医療・福祉サービスの利用の促進..... | 49 |
| (3)学校等の連携した修学支援の実施、非行等の防止..... | 49 |
| (4)民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進..... | 50 |
| (5)再犯防止に向けた基盤の整備..... | 50 |
| IV 計画の推進について..... | 50 |

<第1編>

第4期

**南島原市地域福祉計画 ・
南島原市地域福祉活動計画**



第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、これまで当たり前であった近隣同士の助け合いが、地域交流の希薄化などにより社会的孤立の実態を生み社会問題となっています。

また、世帯が抱える困りごとは、育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護が同時に直面するなど、複雑化・複合化し、さらに社会的孤立の実態が事態を深刻化させる要因ともなっており、行政サービスでは十分に対応できない課題が顕在化しています。行政サービスだけでは解決が難しい課題を住民が主体的に補う仕組みが重要です。

こうした背景を踏まえ、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援及び③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の取り組みが求められています。

本市では、「第3期南島原市地域福祉計画・第3期南島原市地域福祉活動計画」(以下「前計画」という。)に基づき、「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を基本理念とし、地域住民を主役とした地域福祉の拠点づくりや、多機関・多職種連携による支援体制の強化など、市民、関係団体、関係機関と協働して取り組み、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ってきました。

前計画の計画期間が、令和8年3月をもって満了することから、これまでの取り組みを評価し、地域の実情を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について充実・深化を図るとともに、市民の生活満足度(幸福感)や職務従事者満足度(やりがい)が高まるよう、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第4期南島原市地域福祉計画・第4期南島原市地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



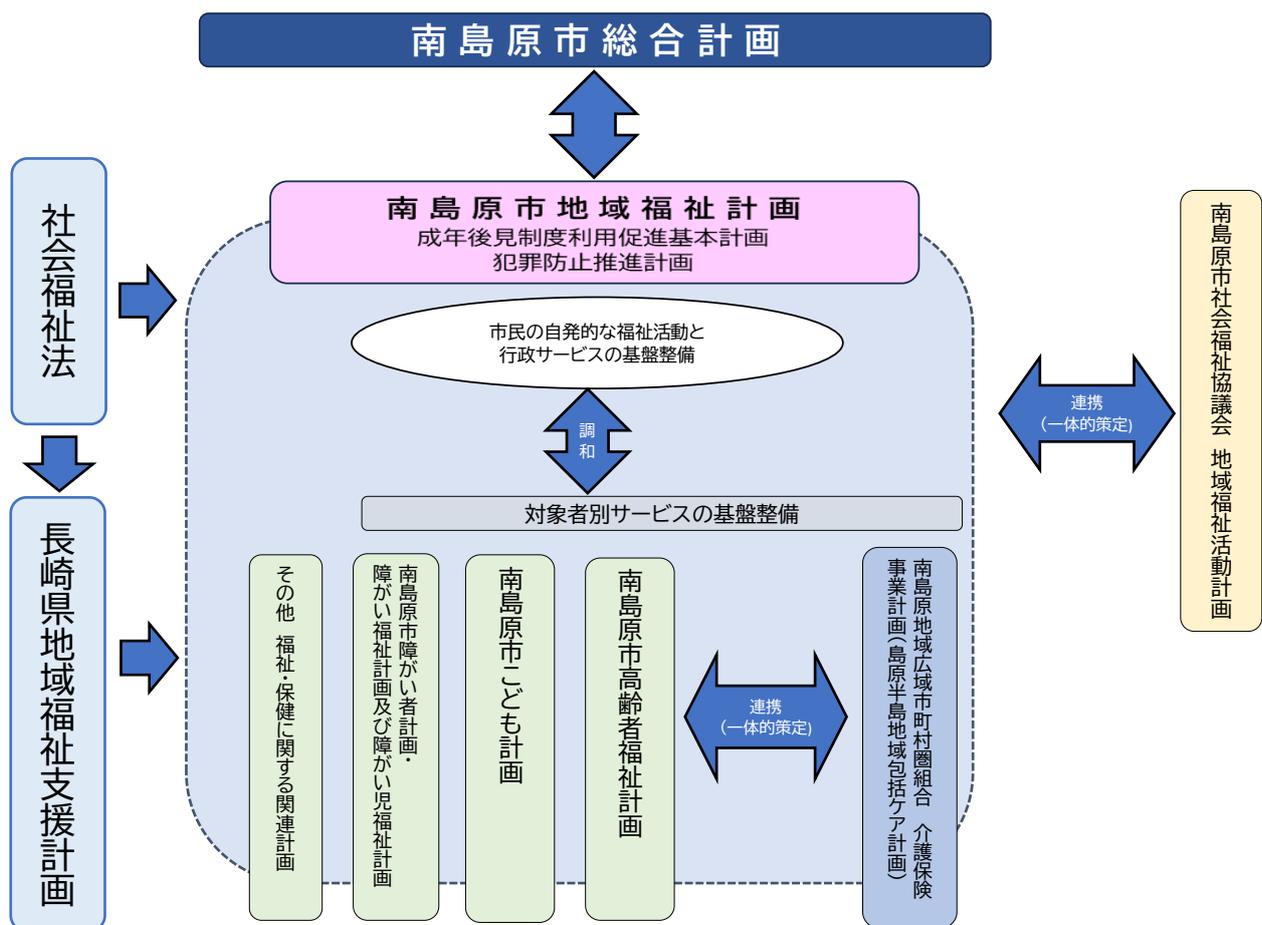
資料:厚生労働省

2 計画の位置づけ

本計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市が作成する「地域福祉計画」と、社協が作成する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであり、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画です。

本計画の策定にあたり、改正社会福祉法及び長崎県地域福祉支援計画との整合を図るとともに、市の最上位計画である総合計画や各種関連計画との整合を図りました。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)に基づく「再犯防止推進計画」を包含しています。



3 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

令和12年度の目標達成に向け、本計画を推進するとともに、実施状況の把握と進行管理を行います。本計画の目標値は、「生活の満足度」や「職務従事者の満足度(やりがい)」といったアウトカム指標とすることから、その成果については、令和12年度にアンケート調査等を実施して評価・分析を行います。

■地域福祉計画と関連する行政計画の計画期間

| 西暦(年度) 【年号(年度)】 | 2020 【R2】 | 2021 【R3】 | 2022 【R4】 | 2023 【R5】 | 2024 【R6】 | 2025 【R7】 | 2026 【R8】 | 2027 【R9】 | 2028 【R10】 | 2029 【R11】 | 2030 【R12】 | 2031 【R13】 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 地域福祉計画 地域福祉活動計画 | 2期 | 3期 | | | 4期(本計画) | | | | | 5期 | | |
| 高齢者福祉計画 | 5期 | 6期 | | 7期 | | 8期 | | 9期 | | | | |
| 障がい者計画 | 3期 | 4期 | | | | 5期 | | | | | | |
| 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 | 5期 | 6期 | | 7期 | | 8期 | | 9期 | | | | |
| こども計画 | 2期 | | | 3期 | | | 4期 | | | | | |

4 計画の策定体制と住民参画

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について充実・深化を図るため、市民、団体、企業、関係機関、行政などが相互に支え合うしくみを共に考え、進めていくために以下の取り組みを実施しました。

(1) アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や生活課題等を把握するための基礎資料とするため、18歳以上市民と、市内の社会福祉法人を対象にアンケート調査を行いました。

(2) 南島原市地域福祉計画等策定委員会による協議検討

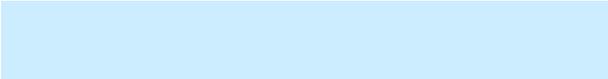
本計画を策定するにあたり、社会福祉事業関係者(高齢・障がい・こども)、社会福祉団体、次世代育成団体、市民団体、関係官公庁職員で構成する「南島原市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、令和7年8月から令和8年3月まで計4回の策定委員会を開催して協議検討を行いました。

(3) 市民からの意見募集

市民からの意見を計画に反映するため、令和8年2月2日から3月3日までの期間、計画素案を公表し、市民からの意見募集(パブリック・コメント)を行いました。



第2章 現状と課題



1 人口構造と少子高齢化の状況

(1) 人口ピラミッド

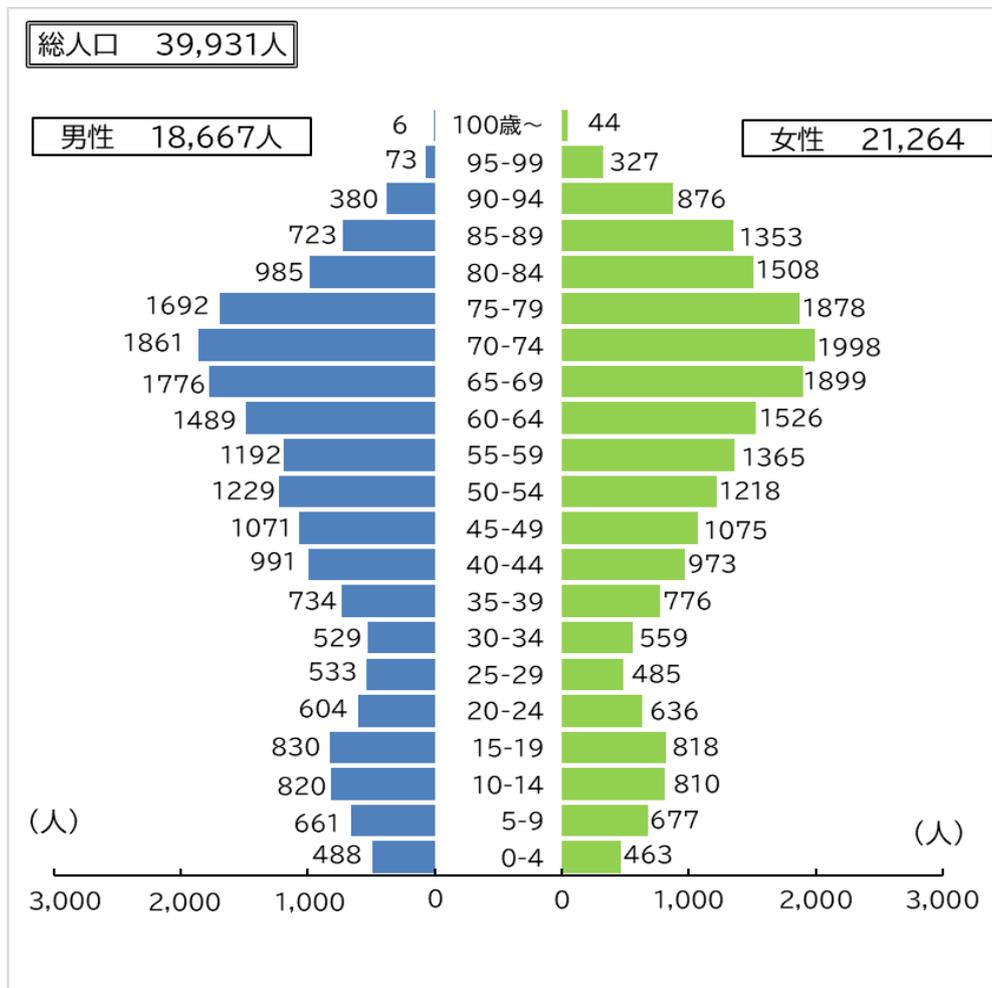
本市の人口は、令和7年10月1日現在で、男性18,667人、女性21,264人、合計 39,931 人となっています。

年齢階層別に見ると、男女ともに70代前半が最も多く、次いで60代後半が多くなっていることから、今後 10 年間で後期高齢者の人口が著しく増加することが見込まれます。

また、70代前半から20代後半までは、年齢階層が低くなるにつれて人口は少なくなっており、0～4歳の子どもはさらに少ない人口になっています。

今後子育てを担う世代の若者が少ないことが、さらなる少子化の進行を招くことが懸念されます。

■人口ピラミッド(令和7年10月1日現在)



資料:住民基本台帳

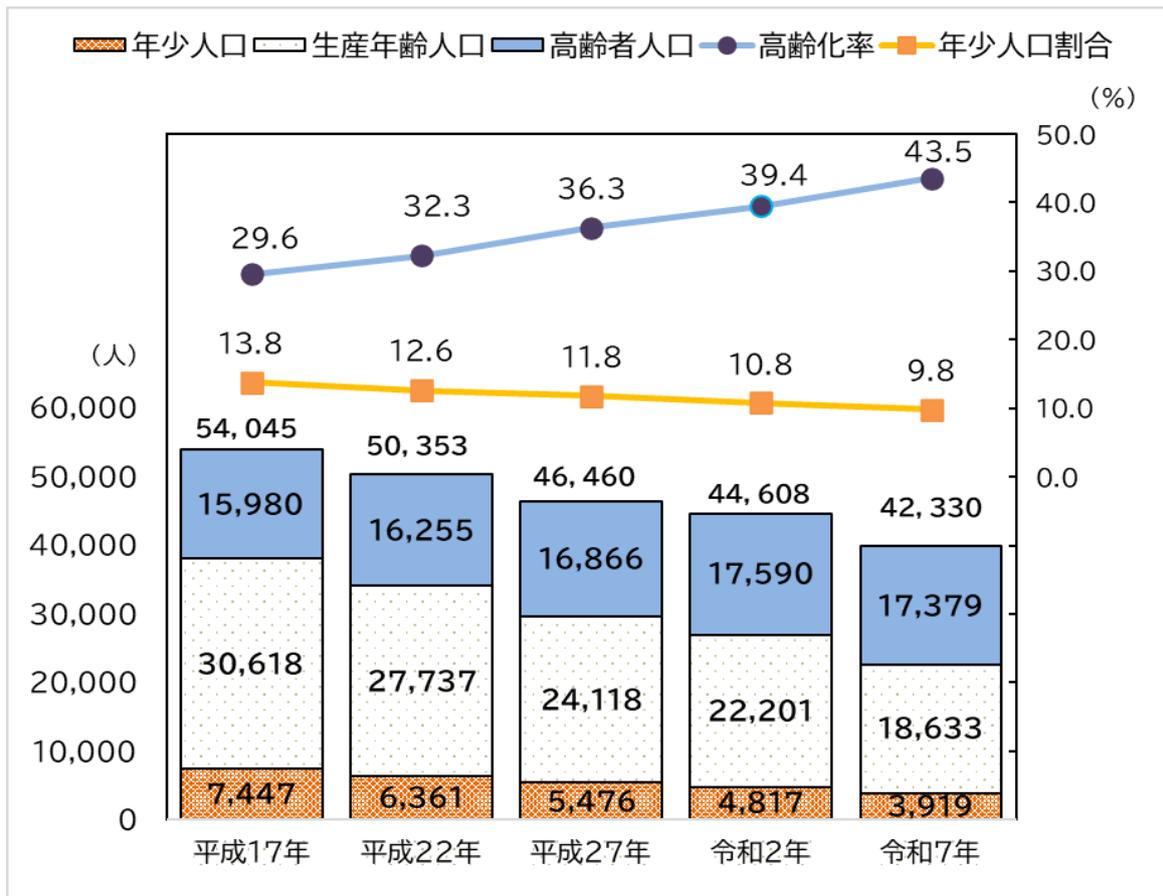
(2) 年齢3区分人口の推移

本市の総人口は、減少の一途をたどっています。

年齢3区分別に見ると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けている一方で、15歳未満の年少人口および15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向が続いています。

これに伴い、高齢化率も上昇を続けており、令和7年には43.5%となり、市民のおよそ 2.3 人に1人が高齢者という状況です。

■年齢3区分人口の推移



※総人口には年齢不詳人口を含む

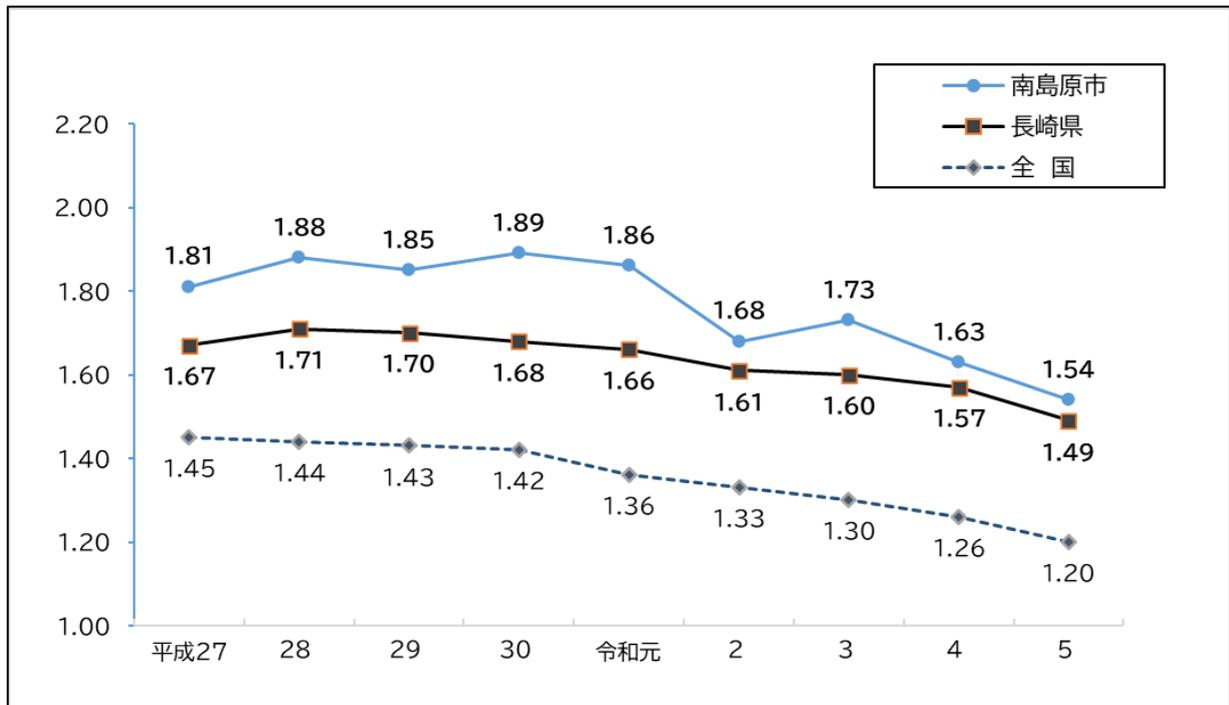
資料：国勢調査(令和7年は住民基本台帳)

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国平均および県平均を一貫して上回っているものの、人口の維持に必要とされる2.07程度には達しておらず、依然として十分に高い水準とは言えません。

また、出生率が比較的高くても、生産年齢人口が減少していることから、出生数そのものは減少傾向にあり、将来的な少子化の進行が懸念されます。

■合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、ひとりの女性が一生の間に産む子どもの平均人数を示す指標です。

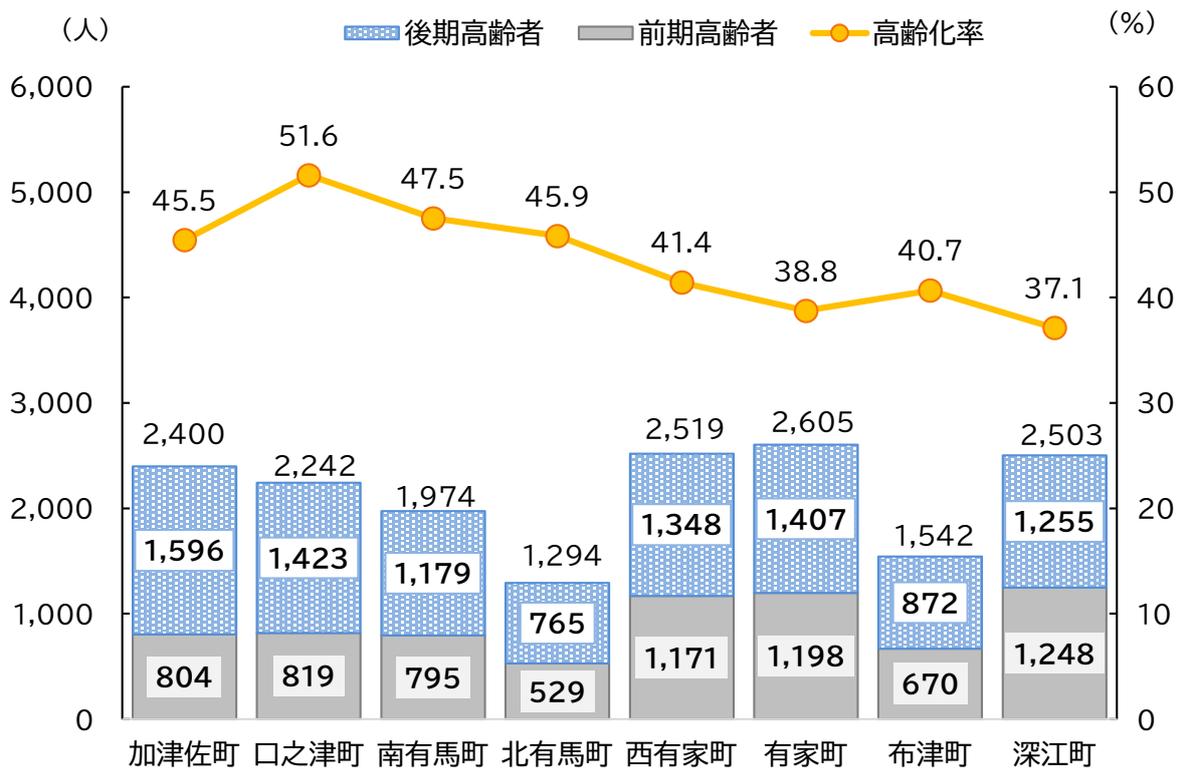
資料：人口動態統計(人口動態総覧)

(4) 日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率

日常生活圏域別の高齢者人口と高齢化率は以下のとおりで、高齢化率が最も低い「深江町」(37.1%)と、最も高い「口之津町」(51.6%)では、14.5ポイントの差が見られます。

また、すべての町で、75歳以上の後期高齢者人口が、65～74歳の前期高齢者人口を上回っており、地域全体として高齢化の進行が顕著です。

■日常生活圏域別高齢者人口と高齢化率(令和7年10月1日現在)



資料:住民基本台帳

2 高齢者のいる世帯の状況

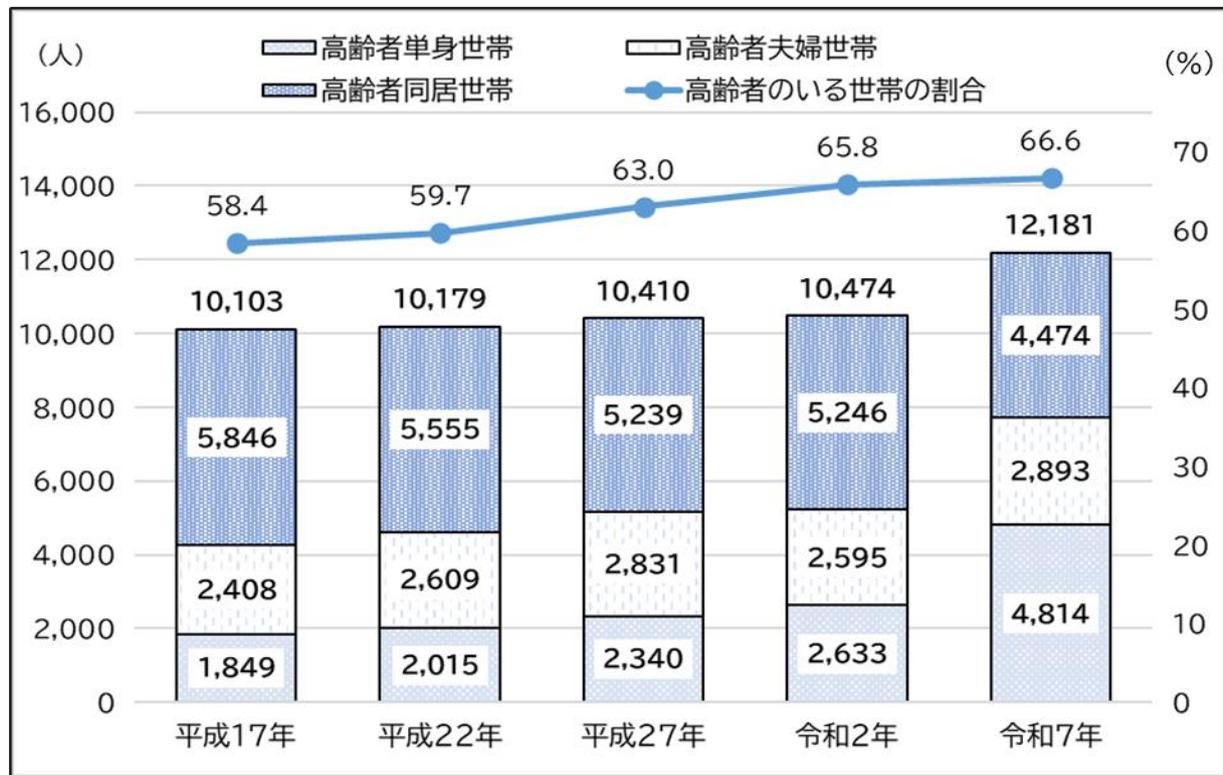
人口減少により世帯全体は減少傾向にある中で、高齢者のいる世帯数は年々増加しており、地域における高齢者世帯の割合が高まっています。

令和7年10月1日現在、高齢者のいる世帯数は 12,181 世帯で、総世帯数に占める割合は 66.6%に達し、3世帯に2世帯が高齢者を含む状況です。

また、高齢者の同居世帯は減少傾向にある一方で、高齢者の単身世帯および夫婦のみの世帯が増加しており、家族形態の変化が進んでいます。

こうした世帯構成の変化は、見守りや日常生活支援の必要性が高まる地域の実情を反映していると言えます。

■高齢者のいる世帯の状況の推移



資料：国勢調査(令和7年は住民基本台帳)

3 要配慮者の状況

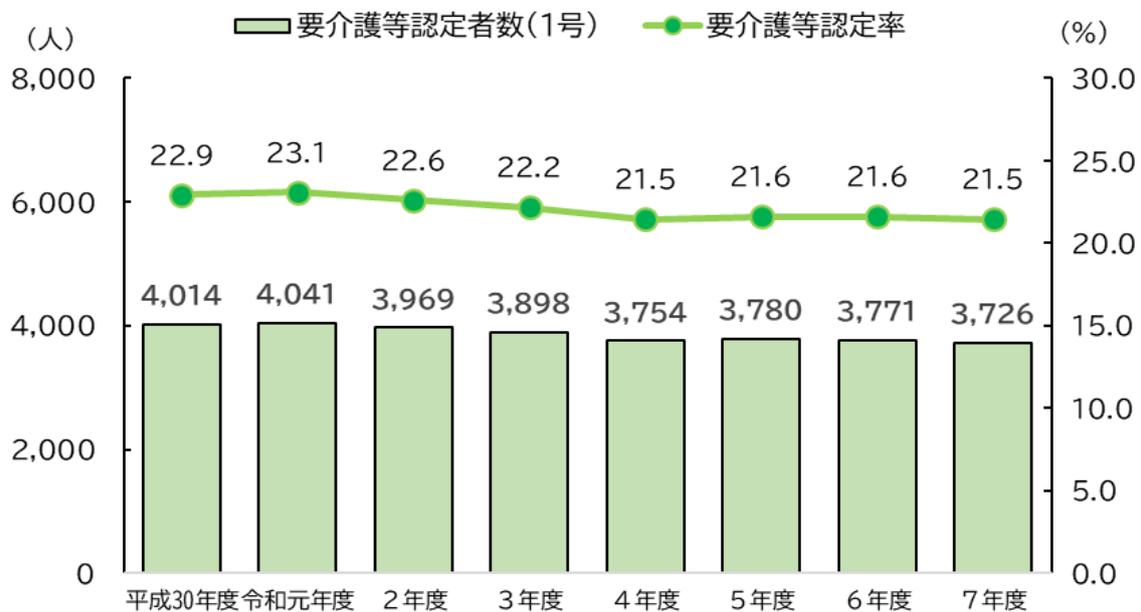
(1) 要介護等認定者数及び要介護認定率の推移

本市では、総人口の減少に伴い、第1号被保険者(65歳以上)の人口も減少していることから、要介護認定者数は令和元年度以降、緩やかな減少傾向にあります。

一方で、要介護等認定率は令和4年度以降、21%台で推移しており、令和7年度は 21.5%となっています。

今後、生産年齢人口のさらなる減少により、支える側の人材不足が懸念されるなか、高齢者1人あたりの支援負担の増加や、介護サービスの質的・量的確保が大きな課題となる可能性があります。

■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料:介護保険事業状況報告

(2) 障害者手帳所持者の推移

各種障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方で、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

令和6年度末現在の所持者数は、身体障害者手帳が2,324人、療育手帳が621人、精神障害者保健福祉手帳が386人となっています。

特に療育手帳所持者数の増加は、発達障害への理解の進展や、早期発見・診断の体制整備が影響している可能性があり、今後はより多様な支援ニーズへの対応が求められる状況です。

身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別) (単位:人)

| 障害種別 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障害 | 196 | 180 | 171 | 169 | 167 |
| 聴覚・平衡 機能障害 | 230 | 221 | 205 | 204 | 210 |
| 音声・言語 障害 | 31 | 30 | 27 | 31 | 29 |
| 肢体不自由 | 1,238 | 1,211 | 1,163 | 1,145 | 1,133 |
| 内部障害 | 822 | 822 | 785 | 797 | 785 |
| 合計 | 2,517 | 2,464 | 2,351 | 2,346 | 2,324 |

※各年度末現在

資料:福祉行政報告例

身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) (単位:人)

| 等級 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 728 | 725 | 685 | 682 | 668 |
| 2級 | 361 | 357 | 334 | 328 | 328 |
| 3級 | 437 | 429 | 415 | 423 | 418 |
| 4級 | 582 | 571 | 554 | 548 | 545 |
| 5級 | 202 | 185 | 183 | 179 | 177 |
| 6級 | 207 | 197 | 180 | 186 | 188 |
| 合計 | 2,517 | 2,464 | 2,351 | 2,346 | 2,324 |

※各年度末現在

資料:福祉行政報告例

療育手帳所持者数の推移(障害程度別)

(単位:人)

| 障害程度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A1判定 | 133 | 133 | 129 | 133 | 130 |
| A2判定 | 132 | 130 | 128 | 128 | 124 |
| B1判定 | 173 | 175 | 183 | 191 | 194 |
| B2判定 | 133 | 143 | 156 | 159 | 173 |
| 合計 | 571 | 581 | 596 | 611 | 621 |

※各年度末現在

資料:福祉行政報告例

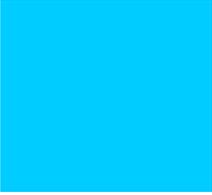
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

(単位:人)

| 等級 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 41 | 40 | 43 | 48 | 44 |
| 2級 | 232 | 243 | 243 | 245 | 256 |
| 3級 | 76 | 88 | 87 | 83 | 86 |
| 合計 | 349 | 371 | 373 | 376 | 386 |

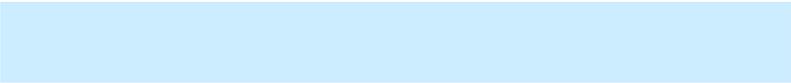
※各年度末現在

資料:長崎県データ



第3章

計画が目指すもの



1 計画の基本理念

誰もが輝き、支え合いながら、 安心して生活できる共生のまち

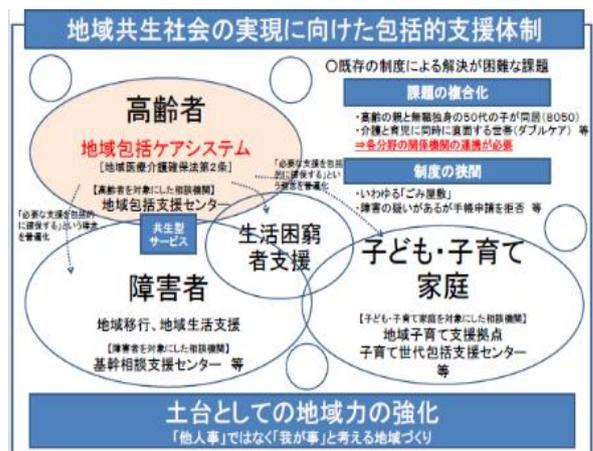
本計画では、前計画からの基本理念を継承し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割と生きがいを持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するとともに、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくることで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について充実・深化を図ります。

2 目指す将来像

相互に支え合える実感が広がる ～もし、大規模な災害が起きたとしても～

基本理念を実現するために、地域全体（市民、団体、企業、関係機関、行政など）で「目指す将来像」を共有したうえで同じ方向性で取り組むことが重要です。

地域生活の困りごとを身近な生活圏域の中で解決することができる地域づくりや、社会的孤立を生まない地域づくり、地域産業を持続的発展させるための地域づくりなど、高齢者、障がい者、こども子育て、生活困窮といった分野ごとの福祉に共通する「土台としての地域力の強化」を図り、相互に支え合う仕組みづくりを広げます。



資料：厚生労働省

3 計画の基本目標

基本理念及び目指す将来像を実現するため、本計画期間中は、次の3つを基本目標とします。

★基本目標1★

誰にとっても暮らしやすいまちづくり

誰もが役割と生きがいをもち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成します。

また、地域生活の困りごとを身近な生活圏域の中で解決することができる地域づくりや、社会的孤立を生まない地域づくり、地域産業を持続的発展させるための地域づくりなど、地域全体(市民、団体、企業、関係機関、行政など)と一緒に考え、相互に支え合う仕組みづくり(支え・支えられる関係の循環、地域における人と資源の循環)を広げます。

★基本目標2★

生活の困りごとが相談しやすいまちづくり

南島原市自立相談センター(生活困窮者自立支援機関)を主軸とし、高齢(介護)、障がい、こども子育て等の相談支援機関と連携・協働し、地域だけでは解決が困難な世帯全体の複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止めます。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援や、多機関協働による支援調整、支援プランに基づく重層的支援を展開します。

★基本目標3★

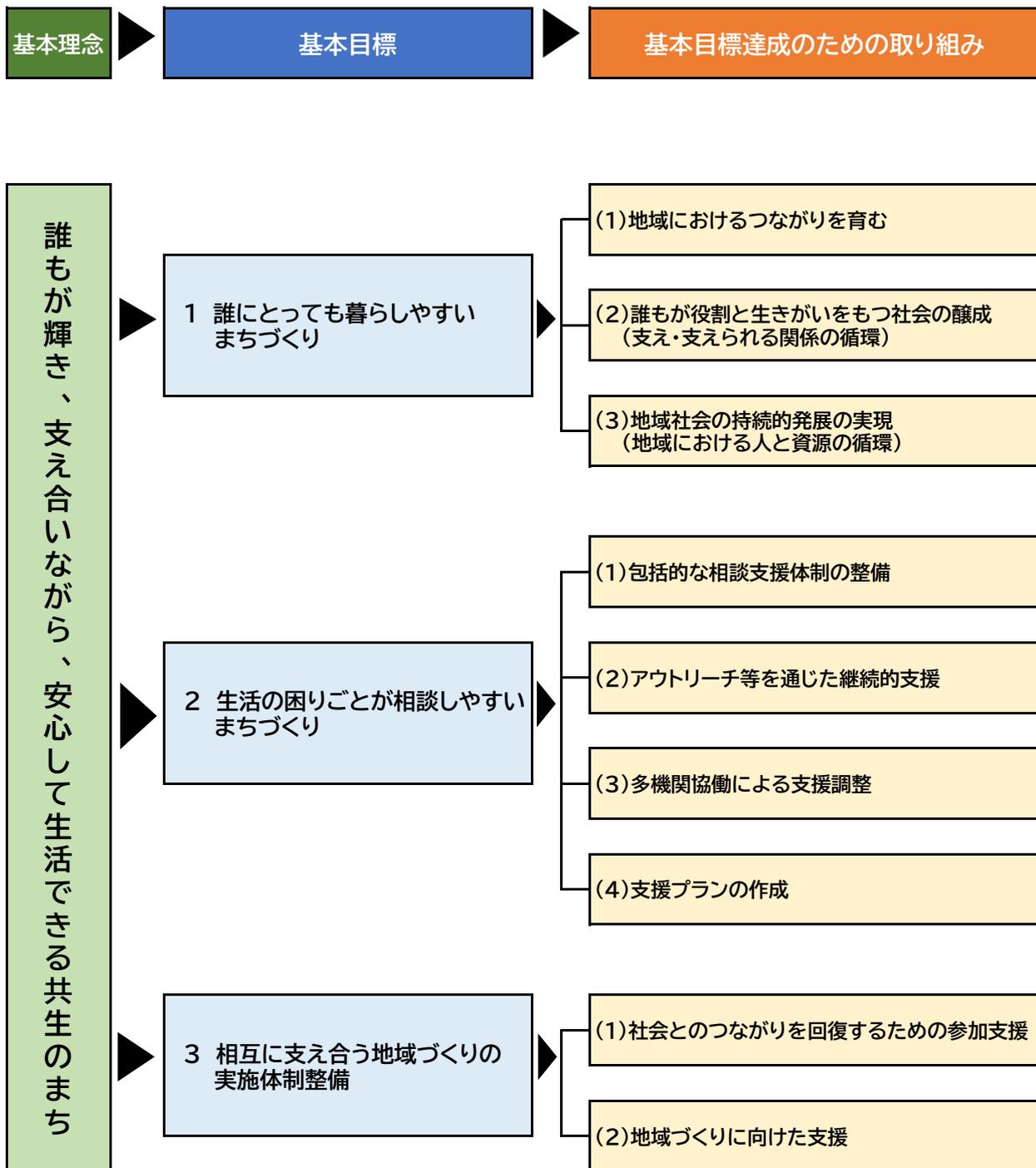
相互に支え合う地域づくりの実施体制整備

市役所各部局間の業務の擦り付け合いや、無関心という考え方を排除し、各部署職員の視点やノウハウ、地域住民(関係機関・専門機関を含む)と一緒にアイデアを出し合い、相互に支え合う仕組みづくりを広げます。

また、社会福祉協議会が実施する「生活支援体制整備事業」(地域包括ケアシステム)の取り組みを普遍化し、社会とのつながりを回復するための参加支援や地域づくりに向けた支援を展開します。

4 計画の体系

第4章において、3つの基本目標ごとの現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その進捗を図る指標と数値目標を設定します。



5 計画の推進

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進(充実・深化)

地域福祉を推進する主体は、私たち(地域のすべての構成員)です。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく役割と生きがいをもって生活できるよう、「土台としての地域力の強化」を図り、相互に支え合う仕組みづくり(支え・支えられる関係の循環、地域における人と資源の循環)を広げます。

社会福祉法では、以下のように規定されています。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 本計画における「生活圏域」の考え方

全ての人が生活の拠点として暮らす地域には、自治会、小学校区、中学校区、市といった多様な圏域があります。本計画では、中学校区(旧町単位)を生活圏域として設定します。

ただし、より狭い範囲での活動や、より広い範囲での活動が適している場合もあることから、生活課題の内容や地域の実情に応じて柔軟に圏域を設定して重層的に地域福祉を推進することが重要です。

(3) ネットワークの2面性

地域には、「発見のネットワーク」や「支援のネットワーク」、「交流のネットワーク」などがあります。これらには、問題解決が可能になるという「正の力」と、場合により、生きづらさの源となる「負の力」があるということを理解し、支援を必要とする方の意思を尊重し、いかに構築していくべきか考えなければなりません。

(4) 地域福祉を推進するための4つの視点

福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に合った形で、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点をバランスよく適切に機能させ、私たちが、それぞれの役割りを果たすことが重要です。

| | |
|----|--|
| 自助 | 自分自身や家族でできることは自ら解決を図る。 |
| 互助 | 自助だけでは解決できないことを、地域の中の助け合い、ボランティア活動、市民活動団体の活動など住民の自主的な活動で解決を図る。 |
| 共助 | 医療保険・介護保険・年金制度など被保険者による相互扶助で成り立っている制度で解決を図る。 |
| 公助 | 生活保護制度など行政が行う公的なサービスを活用して解決を図る。 |

(5) 地域福祉を推進するための役割

私たちが、それぞれ置かれた立場や強みを生かした役割を担いながら連携・協働していくことが重要です。

◆ 市民の役割

日頃から災害時の備えを行うとともに、災害発生時や日常生活で困った時など、家族や親族、ご近所同士などで相互に支え合うことができる良好な人間関係を築いておくことが重要です。

また、支援が必要になった時のために備え、日頃から自身の生活や健康に目配りをしながら、地域の社会資源や、相談機関、公的サービスや制度などの情報を把握しておくことも大切です。

◆ 団体の役割

地域には、自治会や子供会、自主防災組織、消防団といった地縁組織、ボランティア団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司会、保育会、PTA 連合会、自治会長連合会、老人クラブ連合会、婦人会連絡協議会など、数多くの団体があります。

それぞれが地域の身近な存在として、団体の活動目的や専門性をもって地域活動を行っており、多様化するニーズの「担い手」、あるいは公的支援等への「つなぎ役」としての大きな役割を担っています。

◆ 社会福祉法人の役割

地域には、高齢、障がい、児童などの法律に基づく社会福祉事業を行う社会福祉法人があります。

社会福祉法人は、社会福祉の各分野において優れた専門機能を有し、利用者の支援を行っています。また、社会福祉法において、地域における公益的な取り組みが求められており、地域の福祉課題や生活課題の解決にむけた対応など、より積極的な関与・実践が期待されます。

◆ 商店や事業所、企業などの役割

地域には、商店、飲食店、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアや、介護・障がい・保育・医療など公的保険や福祉制度におけるの各種サービスの提供を行う事業所や病院、地域に拠点を置く企業などがあります。

全てが、地域を構成する一員であり、それぞれが持つノウハウや専門性などの強みを活かし、地域福祉の支え手としてより積極的な関わりが期待されます。

◆ 社会福祉協議会(社協)の役割

社協は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられており、地域福祉の推進役・調整役としての役割りを果たします。

地域住民の福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めるとともに、公共性・公益性の高い民間団体としての特徴を活かし、地域の中の様々な福祉課題・生活課題の解決に向けて、市民、団体、企業、関係機関、行政などと連携・協働して地域福祉の推進を図ります。

社会福祉法では、以下のように規定されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◆ 行政(市)の役割

市は、基礎自治体として、住民の生命・財産・暮らしを守り、住民に最も身近な行政機関として、福祉・保険・保健・衛生・教育・文化・環境・ごみ・住宅・まちづくり・道路・公園・上下水道・消防・防災・交通など、住民の日常生活に直接関わる分野で、行政サービスを提供し、福祉基盤の充実を図る役割を担っています。

一方で、生活課題が複合化・複雑化、さらには深刻化し、行政サービスだけでは十分に対応できない課題が顕在化しており、地域全体(市民、団体、企業、関係機関、行政など)で一緒に考え、相互に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

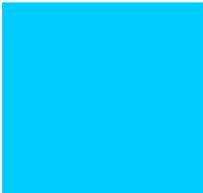
社会福祉法では、以下のように規定されています。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

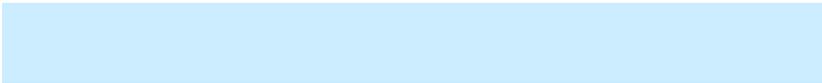
2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。



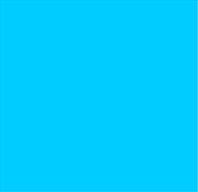
共同企画

高校生ワークショップ



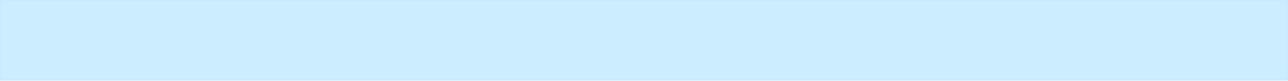
高校生が考えた福祉のまちづくり

(作成中)



第4章

課題解決に向けた私たちの取り組みの展開



基本目標 1

誰にとっても暮らしやすいまちづくり

1 地域におけるつながりを育む

(1) 現状と課題

地域における“つながり”は、ただ近くに住む人どうしが顔を合わせるだけでなく、日常のちょっとした会話や助け合い、見守り合いを通じて、安心して暮らせる地域社会の基盤となります。

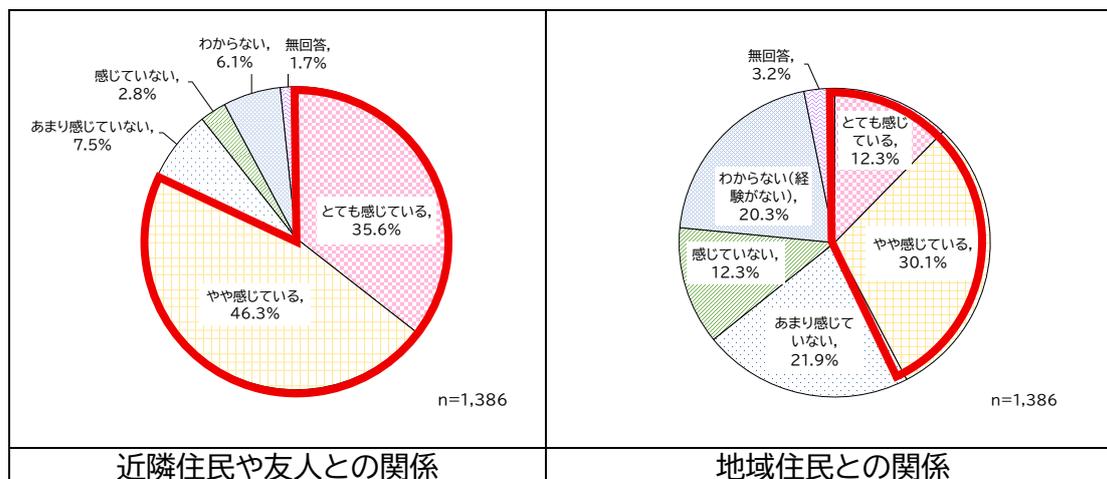
本市においても、少子高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加により、地域住民、団体、企業、関係機関、行政などがそれぞれの立場で関わり合いながら、「支え・支えられる」関係を育んでいくことが、今後ますます重要となります。

そのためには、誰もが声をかけ合える日常的な交流の場を整備し、地域資源を活かした活動への参加を促進するとともに、地域の中で役割を担える機会を創出することが不可欠です。

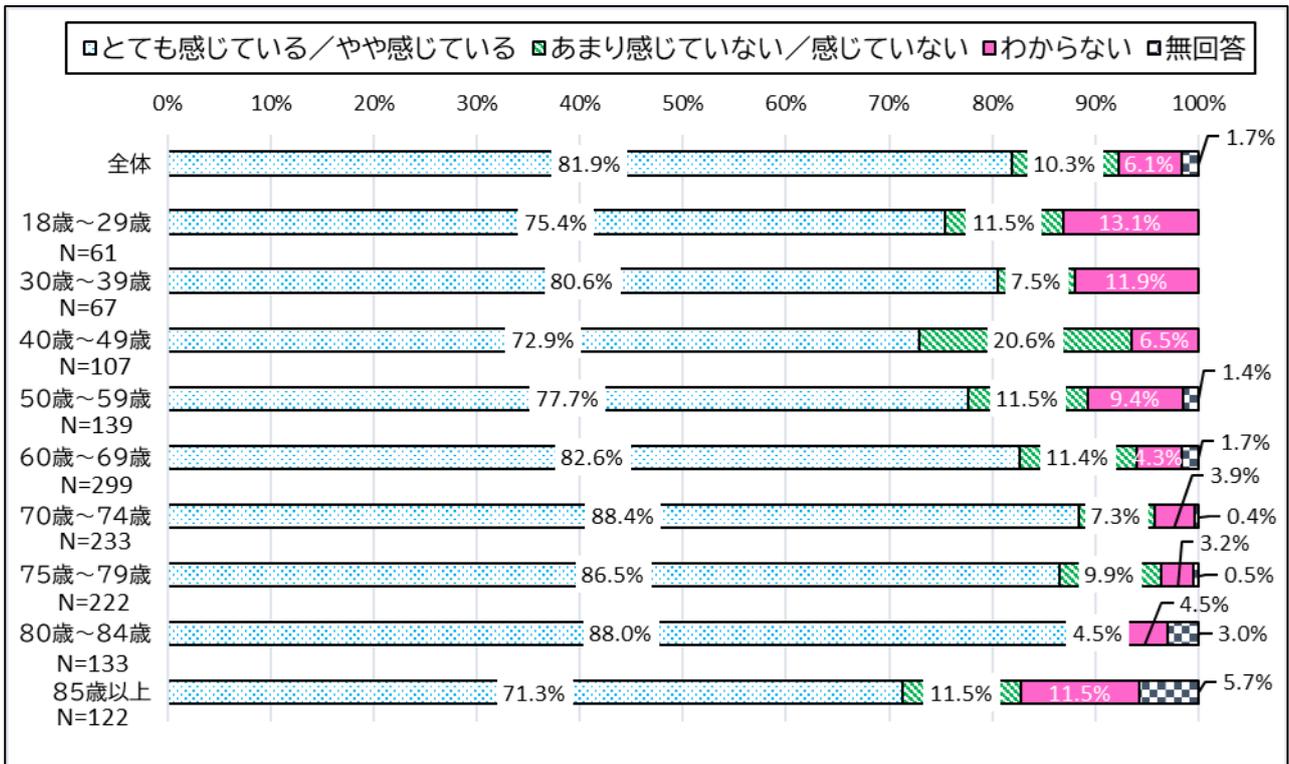
アンケート調査の結果では、81.9%の人が近隣住民や友人と良好な関係を築いていると感じており、67.5%が家族や近隣住民と「支え・支えられる」関係を実感していることが分かりました。このことから、人と人とのつながりを大切に、支え合いを実践できる地域文化が根づいていることがうかがえます。

一方で、「地域住民(自治会、ボランティア団体、民生委員など)に相談できる関係がある」と回答した人は 42.4%にとどまり、地域組織との結びつきには一定の距離感があることも明らかになりました。

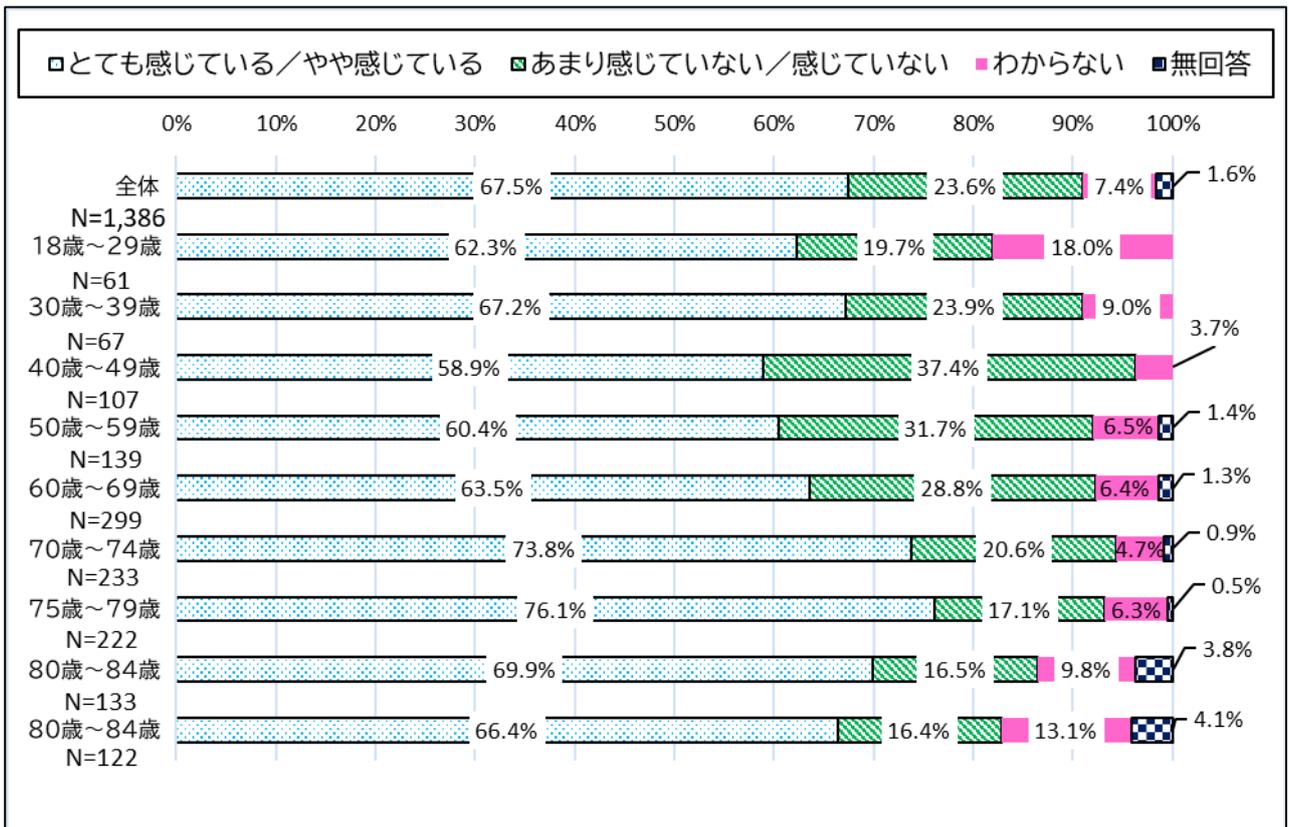
今後は、近隣の人との関係性だけでなく、地域全体でゆるやかに支え合える関係性を広げていくことが、誰にとっても暮らしやすいまちづくりにつながるものと考えられます。



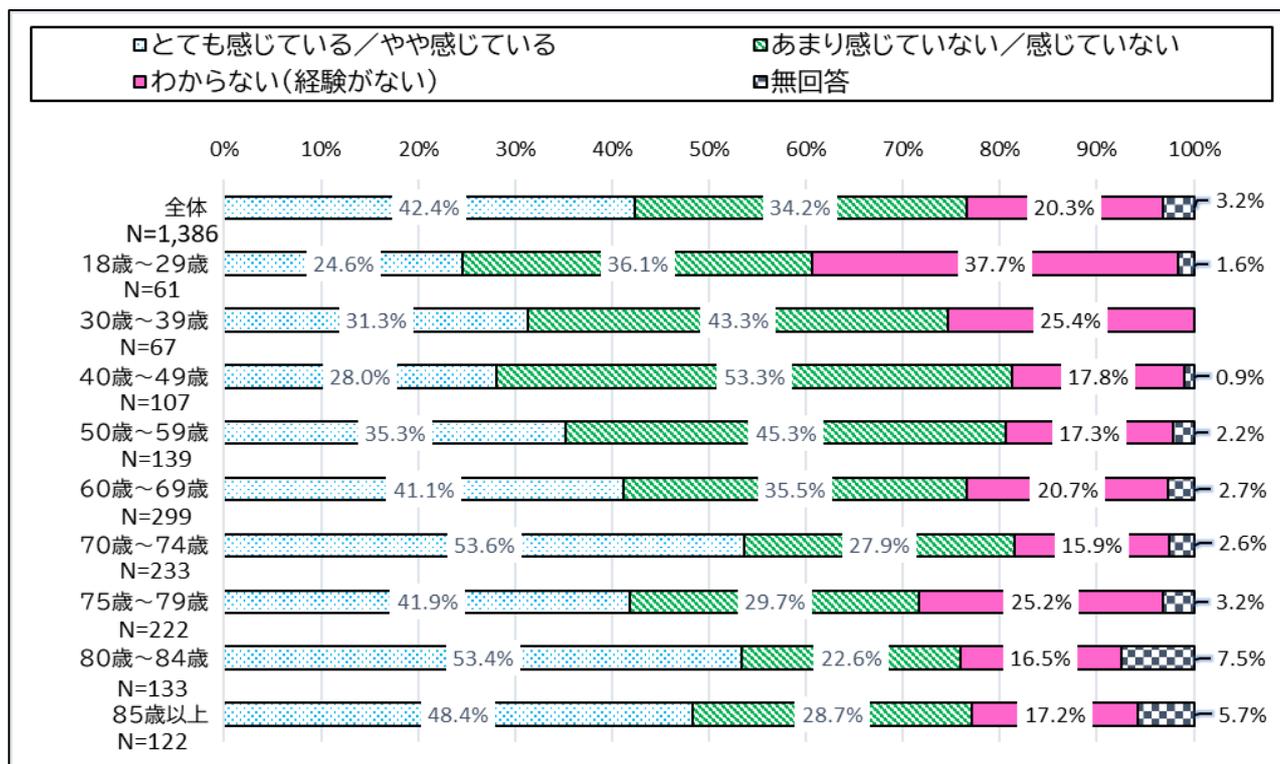
◆近隣住民や友人などと良好な関係を築いていると感じているか



◆育児や介護、買い物、通院など、普段の暮らし(災害時を含む)の中で、助けがほしい時、あるいは助けを求められた時に、家族や近隣住民と相互に支え合える関係を築いていると感じているか



◆自分たちだけでは解決できない困りごとを、状況に応じて地域住民(自治会、ボランティア団体、民生委員など)に相談できる関係があると感じていますか



(2) 今後の取り組み

地域におけるつながりを育み「土台としての地域力の強化」を図るため、社協が実施する生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)※1の取り組みを普遍化し、高齢者、障がい者、こども子育て、生活困窮といった福祉関連施策とのコラボ展開等により、地域全体でゆるやかに支え合える関係性を広げます。

※1 「生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)」とは

高齢者が、介護が必要な状態になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、介護サービスだけでは対応しきれない日常生活の困りごとに応える「支え合いの地域づくり」を構築するための支援を行う事業です。

社会福祉協議会において、各地区を担当する生活支援コーディネーターを配置し、生活圏域の生活課題を踏まえて地域住民が主体的に考え、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がるよう支援を展開しています。

1 災害に備えた支え合う地域をつくる

近年、全国各地で発生した大規模な自然災害(地震や台風、豪雨など)をみても、被災者全体の犠牲者のうち、高齢者や障がい者の占める割合が依然として高い状況であったといわれています。

私たち一人ひとりが「我が事」として災害の教訓に真剣に向き合い、最悪の事態を想定し、個人の備えを行うことは基より、地域での避難の声かけや避難の支援、安否確認など相互に支え合う地域づくりを広げるため、避難行動要支援者※2 の個別避難計画※3 の作成支援を展開します。

※2 「避難行動要支援者」とは

災害時にひとりで避難することが困難な方です。災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、情報の入手や避難所までの移動等が困難となり、適切な避難誘導を行わなければ、被害を受ける可能性が大きくなります。(細部は、「地域防災計画」、「避難行動要支援者支援マニュアル」)

※3 「個別避難計画」とは

災害時に避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるため、本人と避難支援者(家族や近隣住民など)が話し合い、「誰から、どのような支援を受けて、どこに避難するか」などを定める計画です。(細部は、「避難行動要支援者支援マニュアル」)

2 地域住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる環境の整備

地域生活の困りごとの中には、様々な要因や地域課題が存在し、本人や家族だけでは解決が困難な場合があります。

地域住民の「我が事」意識を醸成し、活動拠点の整備や、地域を構成する多様な主体(ボランティア活動、趣味の集まり、見守り活動などを行う団体、専門職、企業など)がそれぞれの役割を認識し、行政サービスだけでは解決が難しい課題を主体的に補う包括的な支援体制の充実を図り、地域で課題解決を試みる取り組みが広がるよう支援を展開します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|--|----------------|-----------------|
| 近隣住民や友人などと良好な関係を築いていると感じている割合 | 81.9% | 89.4% |
| 家族や近隣住民と相互に支え合える関係を築いていると感じている割合 | 67.5% | 84.2% |
| 地域住民(自治会、ボランティア団体、民生委員など)に相談できる関係があると感じている割合 | 42.4% | 64.3% |

2 誰もが役割と生きがいをもつ社会の醸成 (支え・支えられる関係の循環)

(1) 現状と課題

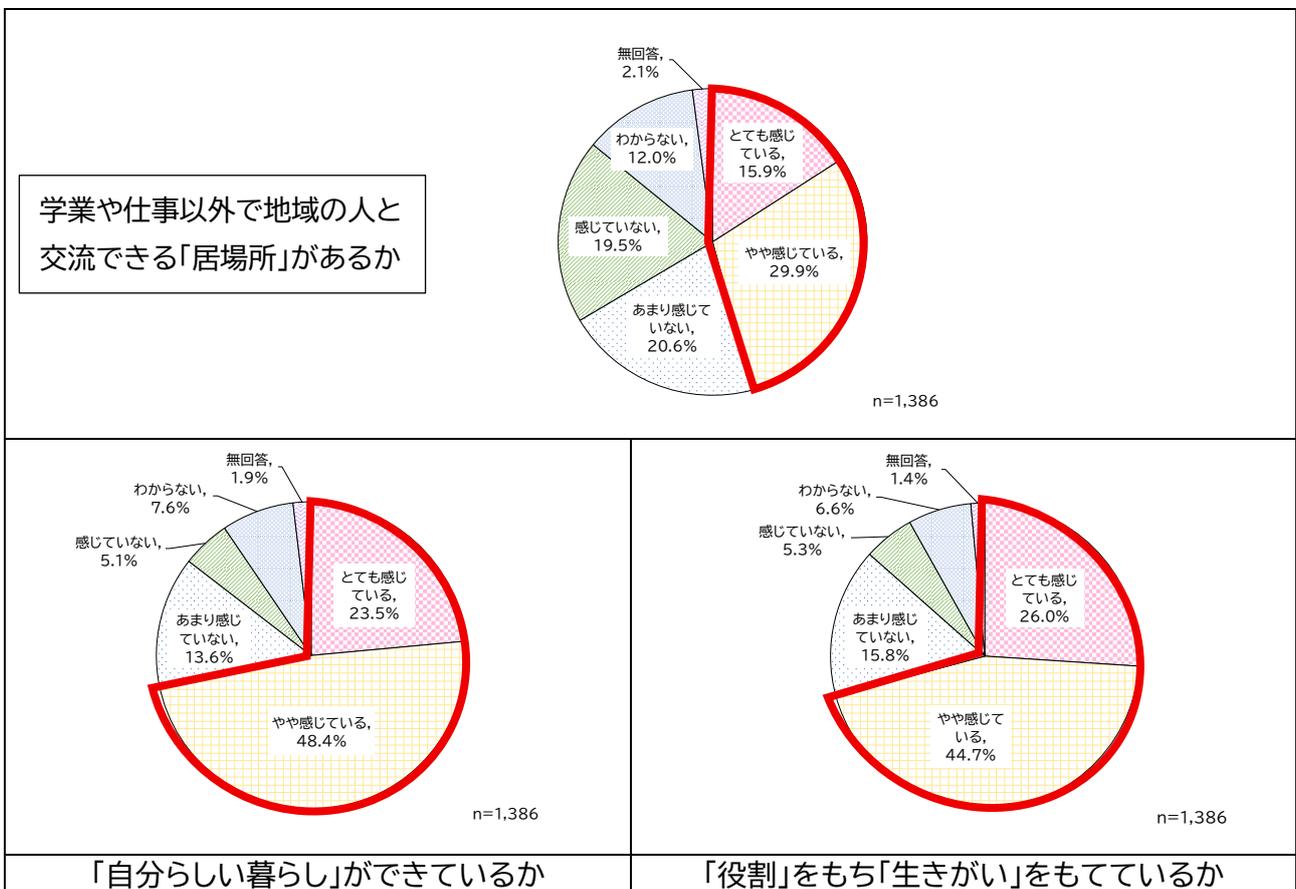
誰もが年齢や障害の有無、生活背景にかかわらず、地域の中で「役割」をもち、「必要とされている」と感じられることは、心身の健康や生きがいの向上につながります。

本市でも、高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加により、地域でのつながりが少なくなり、孤立や無縁化のリスクが高まっています。住民一人ひとりが支え手にも受け手にもなれる、相互に循環する関係づくりが求められています。

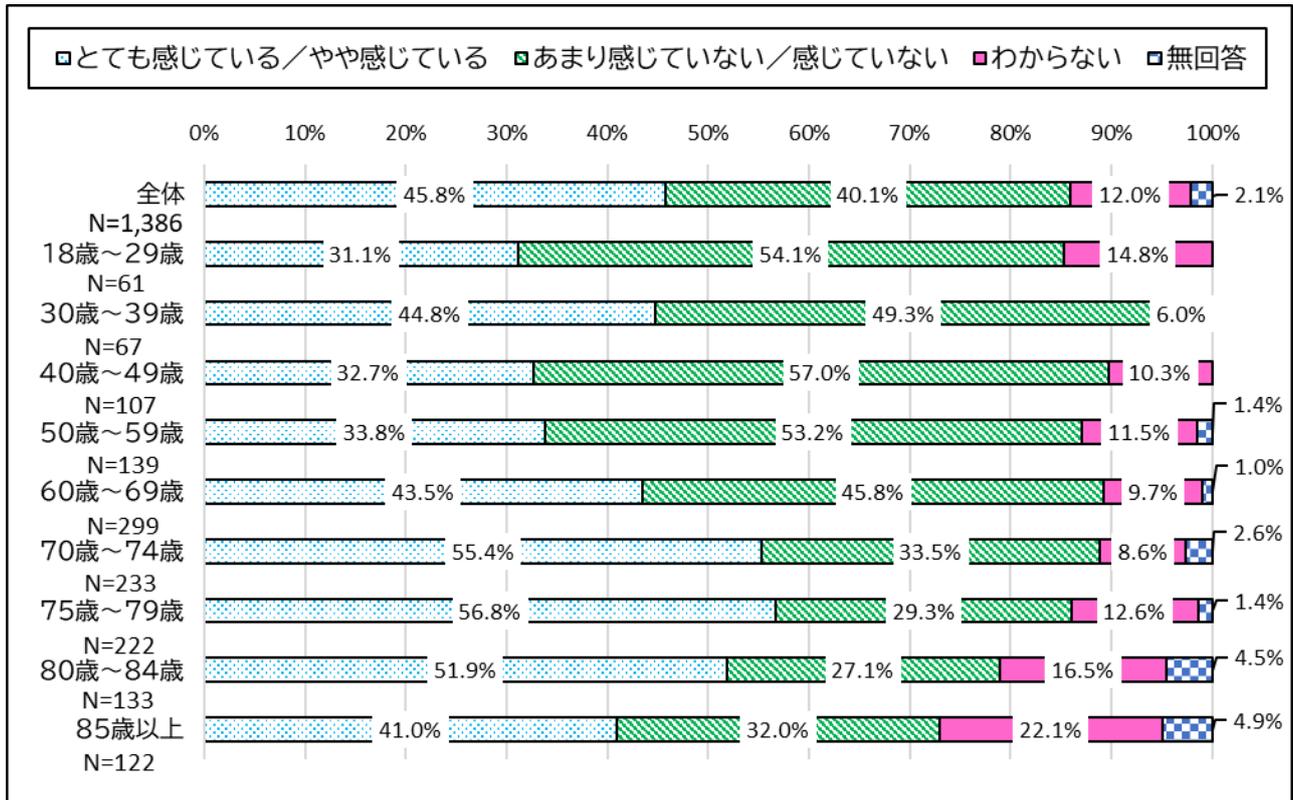
アンケート調査の結果では、学業や仕事以外で地域の人と交流できる「居場所」があると感じている人は 45.8%にとどまり、多くの方が気軽に集える場を十分に持てていない状況がうかがえます。

一方で、「自分らしい暮らし」ができていていると感じる人は 71.9%、家庭・地域・仕事・趣味などで役割や「生きがい」を感じている人は 70.7%と高い割合を示しています。個々人では日常生活の中で自分らしさや役割を見いだしているものの、地域の中で共有できる“居場所”や“つながりの機会”が十分でないため、役割が地域全体に循環する仕組みが弱いことが課題として考えられます。

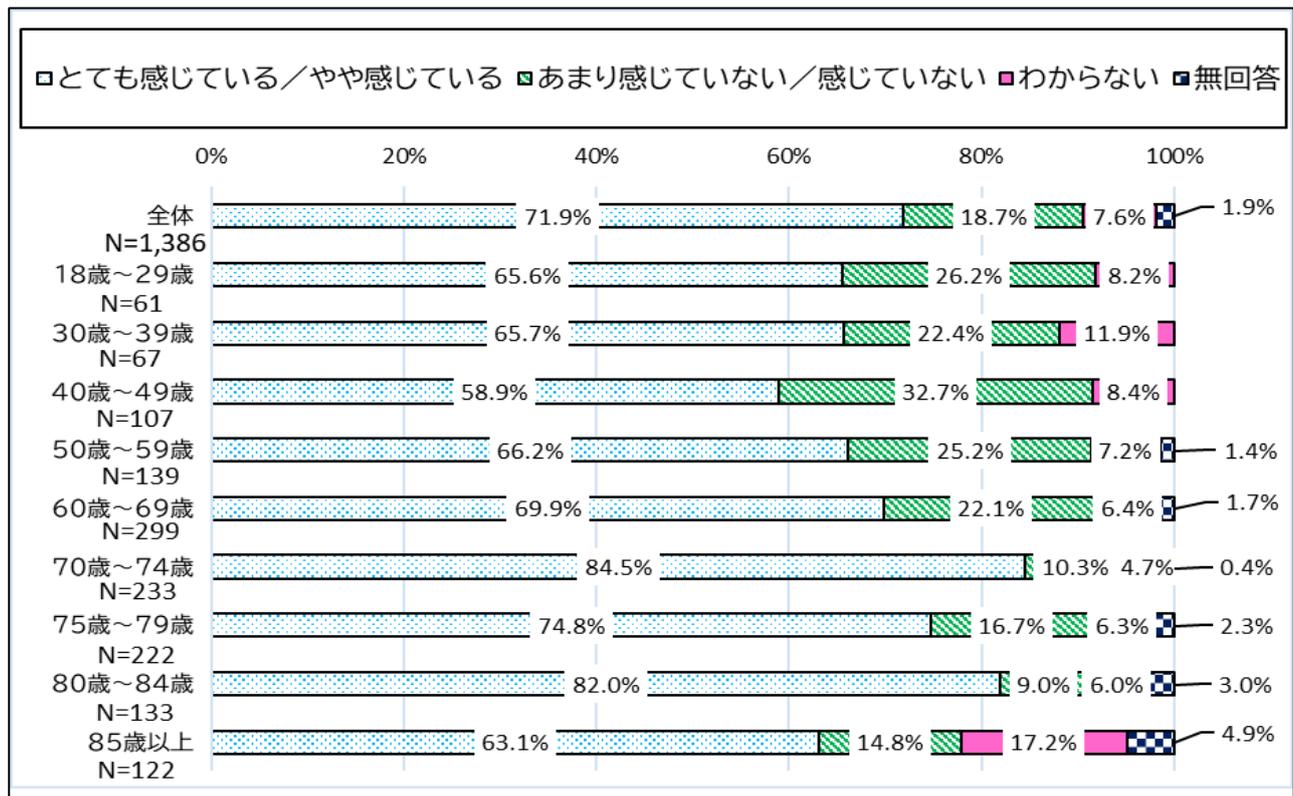
誰もが参加しやすく、互いに支え合える場や役割を生み出し続けることが、今後の重要な取り組みとなります。



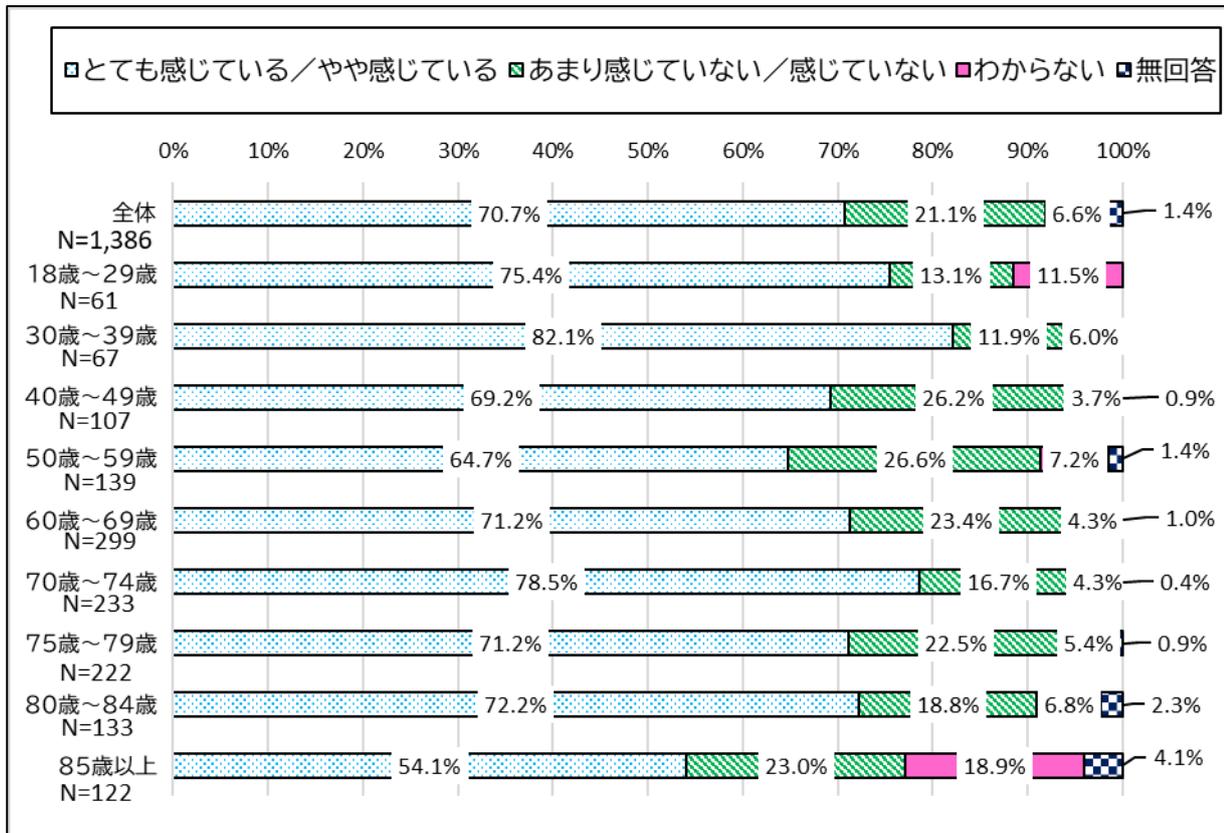
◆学業や仕事以外で、趣味や特技を生かしたサークル活動や地域住民との交流の場など、集える場所(あなたにとっての居場所)があると感じているか



◆地域の中で「自分らしい暮らし」ができていると感じているか



◆家庭や地域、仕事、趣味など、普段の暮らしの中で役割をもち、「生きがい」をもてていると感じているか



(2) 今後の取り組み

誰もが役割と生きがいをもつ社会を醸成し「土台としての地域力の強化」を図るため、社協が実施する生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)の取り組みを普遍化し、高齢者、障がい者、こども子育て、生活困窮といった福祉関連施策(各種事業)とのコラボ展開等により、地域の中で共有できる“居場所”や“つながりの機会”の充実を図り、支え・支えられる関係の循環※4 を推進します。

※4 「支え・支えられる関係の循環」とは

地域住民一人ひとりが「支える側」と「支えられる側」という固定的な役割を超えて、時と場合に応じて互いの役割りが入れ替わり、相互に助け合う関係性が地域社会全体で巡る、この循環を通じて、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合い、生きがいをもって暮らせる社会を目指すものです。

1 自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民が主体的に参画し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成支援を展開します。

<活動例>

- ①見守り・声かけ活動 ②地域交流拠点の運営 ③生活支援・外出支援
④就労的活動 ⑤災害時の助け合い など

2 支え・支えられる関係が循環する仕組みをつくる

支援を必要としていた人が、得意な分野で能力を発揮したりすることで、誰かを支える側に回る可能性があります。地域住民は皆、両方の側面を持っており、その役割が循環します。

地域住民の知識や経験を地域活動に役立てるなど、人と社会のつながりを再構築することで、新たな資源や価値、そして社会的な役割が地域全体に循環する地域づくりを展開します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 学業や仕事以外で、集える場所があると感じている割合 | 45.8% | 66.4% |
| 地域の中で「自分らしい暮らし」ができていると感じている割合 | 71.9% | 85.5% |
| 普段の暮らしの中で役割をもち、「生きがい」を感じている割合 | 70.7% | 86.5% |

3 地域社会の持続的発展の実現 (地域における人と資源の循環)

(1) 現状と課題

地域の人口減少や人材不足が進む中で、持続可能な地域社会を維持していくためには、地域にある「人」と「資源」を活かし合い、循環させる仕組みづくりが重要になっています。

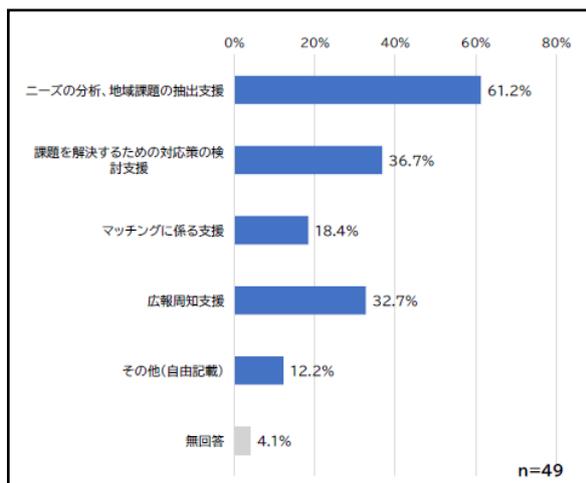
地域住民の知識や経験を生かした活動、空き家や公共施設などの既存資源の活用、地場産業・企業との連携など、地域に埋もれた資源をつなぎ合わせることで、生活のしやすさや地域の活力が生まれます。

また、社会福祉法人が行う地域における公益的な取り組みは、住民同士の結びつきを深め、地域課題を解決する社会的な効果だけでなく、職務従事者のモチベーション向上や社会福祉法人のイメージの向上にもつながります。

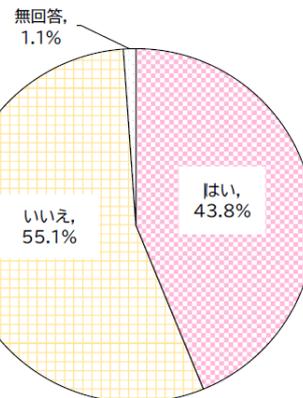
社会福祉法人向けアンケート調査の結果では、地域における公益的な取り組みに関し、無理なく行うために必要だと思うことは、「ニーズの分析、地域課題の抽出支援」が 61.2%で最も高く、次いで「課題を解決するための対応策の検討支援」が 36.7%であったことが分かりました。また、公益的な取り組みの実施にあたり、福祉ニーズに対応する福祉サービスの提供が行えていると感じる割合は 66.7%である一方で、活動内容を広く周知し、地域住民が気軽に利用できていると感じる割合は 43.6%にとどまり、地域住民との結びつきには一定の距離間があることも明らかとなりました。

今後は、社会福祉法人との連携を一層強化し、地域資源の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動を通じて地域資源を持続的に活用し循環させる仕組みを広げていく必要があります。

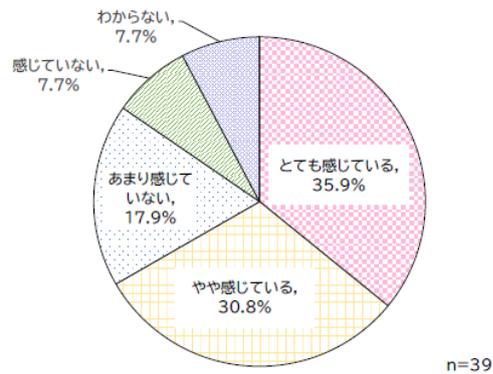
◆無理なく「地域における公益的な取り組み」を行うため、必要だと思うこと



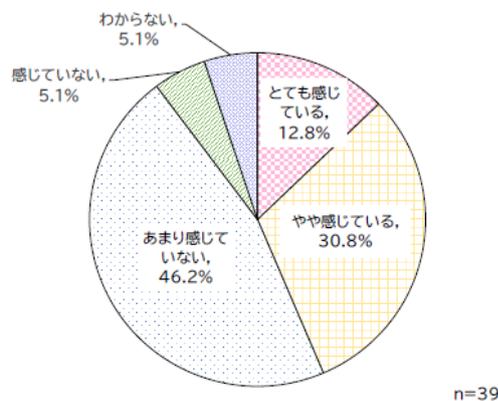
<公益的な取り組みを行っているか>



◆公益的な取り組みの実施にあたり、福祉ニーズに対応する福祉サービスの提供が行えていると感じているか



◆公益的な取り組みの実施にあたり、活動内容を広く周知し、地域住民が気軽に利用できていると感じているか



(2) 今後の取り組み

地域社会の持続的発展の実現を目指し「土台としての地域力の強化」を図るため、社協が実施する生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)の取り組みを普遍化し、高齢者、障がい者、子ども子育て、生活困窮といった福祉関連施策(各種事業)とのコラボ展開等により、社会福祉法人との連携を一層強化し、地域資源の充実を図るとともに、地域における人と資源の循環※5を推進します。

※5 「地域における人と資源の循環」とは

地域住民のコミュニティ活動を通じて産業、経済、環境、文化といった地域資源を持続的に活用し循環させることで、担い手不足の解消や雇用創出など、統合的に課題を解決して社会・経済活動の基盤を強化し、持続的な発展を目指すものです。

1 社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」を促進する

ニーズ分析、地域課題の抽出、課題を解決するための対応策の検討などの支援を展開します。

2 社会福祉法人の連絡協議会の設置

社会福祉の各分野において社会福祉事業等を行う社会福祉法人が互いの現状や課題などを共有し、新たな可能性を見出しつつ連携を図ることで社会福祉の持続的発展を目指します。

3 地域課題の変容に即した社会資源との多角的な連携を促進する

地域が直面する課題の変化に応じて、地域住民、団体、企業、関係機関、行政といった多様な主体が、分野や組織の垣根を越えて柔軟に協力し、また、空き家や耕作放棄地といった多様な地域資源を有効に活用することで、統合的に課題を解決して社会・経済活動の基盤を強化し、持続的な発展を目指します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|------------------------------------|----------------|-----------------|
| 地域における公益的な取り組みを行う社会福祉法人の割合 | 43.8% | 60.0% |
| 福祉ニーズに対応する福祉サービスの提供が行えていると感じている割合 | 66.7% | 84.6% |
| 活動内容を広く周知し、地域住民が気軽に利用できていると感じている割合 | 43.6% | 89.8% |

基本目標 2

生活の困りごとが相談しやすいまちづくり

1 包括的な相談支援体制の整備

(1) 現状と課題

地域では、高齢化・少子化や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、これまでにない多様で複雑な生活課題が顕在化しています。また、福祉、子育て、障がい、生活困窮など、複数分野にまたがる相談ニーズが増えており、従来の分野別の窓口では十分に対応しきれない場面も指摘されています。

こうした状況の中で、住民が「困ったときにまず相談できる場所があること」や、「どの窓口に行けばよいかわからなくても、とりあえず相談できる入口があること」は大きな安心感につながります。このため、地域全体で生活課題を受け止め、適切な支援につなぐ包括的な相談支援体制の整備が求められています。

アンケート調査では、世帯の生活課題について、どこに相談できるのかがわからず不安を感じていると回答した人は 20.1%でした。年代別では、40～50歳代の不安が特に高く、ほかの年代よりも突出していることが分かりました。働き盛り世代は、仕事や家事、育児、介護など複数の負担が重なりやすく、生活課題を抱えた際に相談先が分からないことで不安が高まりやすいと考えられます。

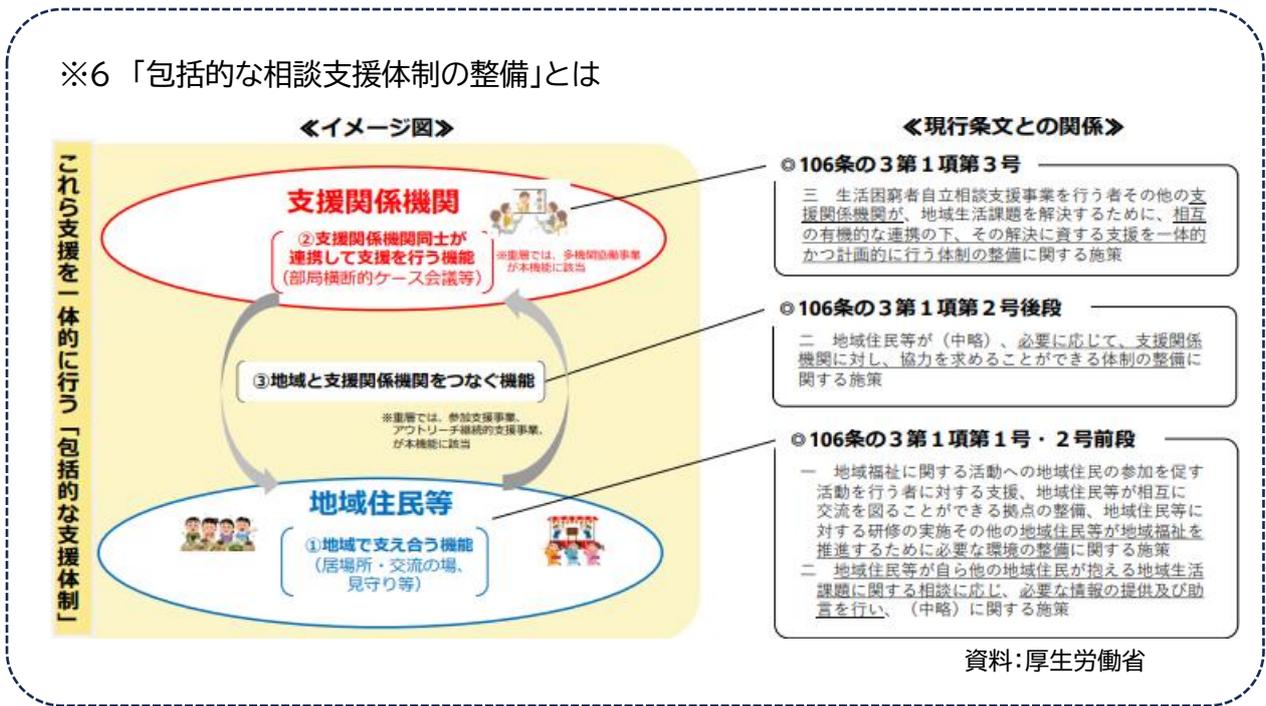
また、福祉(介護、障がい、育児、困窮など)に関する相談窓口の対応について、横のつながり(連携)があると感じるかという問いに対し、「わからない(経験がない)」と回答した人が 42.4%に上り、年代別にみると若い世代ほど「わからない」と回答する割合が高い傾向にあります。これは、若年層は生活課題に直面する機会が比較的少なく、相談窓口を利用した経験が乏しいことが影響していると考えられます。

一方で、横の連携があると感じる人の割合は 30.9%で、年代別にみると70歳以上で高く、介護分野を中心に連携が進められてきたことが、住民の実感として表れているといえます。

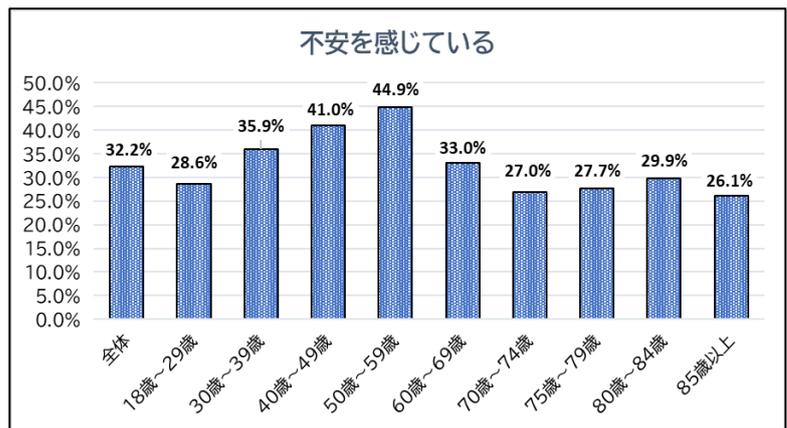
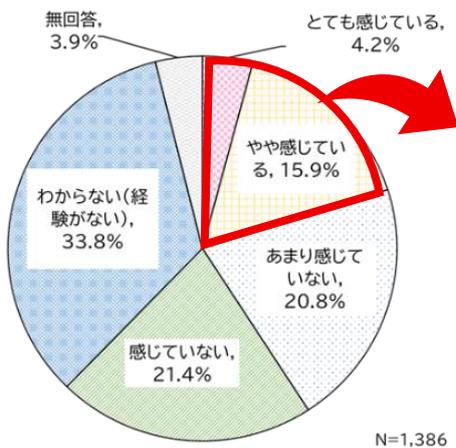
これらの結果から、本市では、生活課題を抱えた住民が適切な支援につなげられないまま不安を抱え込む可能性があることが示唆されます。

こうした不安の軽減と、課題の早期把握、多機関協働による支援につなげるためにも、地域における包括的な相談支援体制の整備※6 が重要な課題となっています。

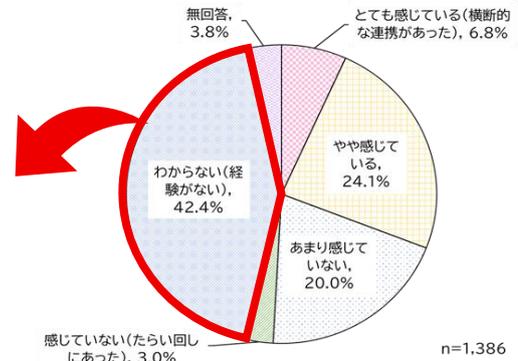
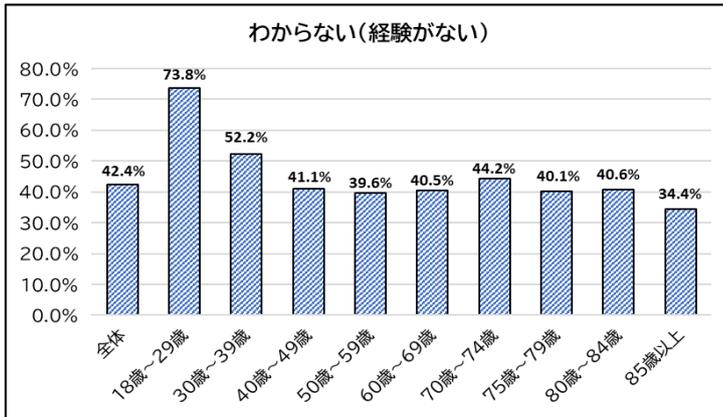
※6 「包括的な相談支援体制の整備」とは



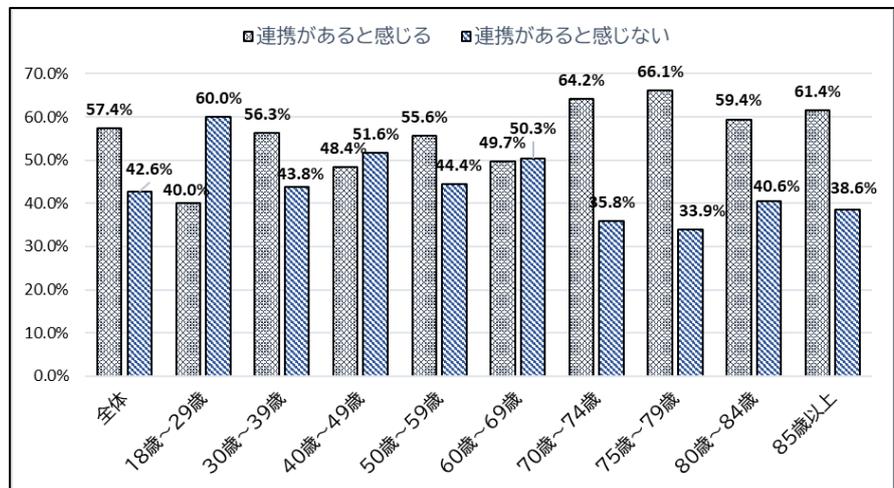
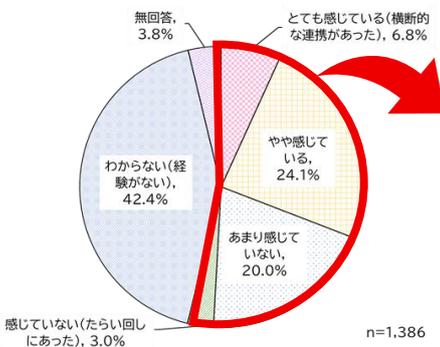
■育児と介護が同時に直面するなど、世帯が抱える生活課題が複合化・複雑化し、どこに相談できるのかがわからずに不安を感じたことがありますか



■福祉(介護、障がい、育児、困窮など)に関する相談窓口の対応について、横のつながり(連携)があると感じていますか



■福祉(介護、障がい、育児、困窮など)に関する相談窓口の対応について、横のつながり(連携)があると感じていますか



(2) 今後の取り組み

南島原市自立相談センター(生活困窮者自立支援機関)を主軸とし、高齢(介護)、障がい、こども子育て等の相談支援機関と連携・協働し、地域だけでは解決が困難な世帯全体の複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止めます。

1 複雑化・複合化した生活課題を受け止める「福祉の相談窓口」の明確化

南島原市自立相談センターが行います。

2 適切なアセスメントの実施

本人の自立意思を尊重したうえでアセスメントを実施し、複雑化・複合化した生活課題の分析、専門的な働きかけの中身を検討します。

※支援の決定は、支援調整会議で行います。

3 横断的な連携体制の強化

高齢(介護)、障がい、こども子育て、生活困窮の相談支援機関が、それぞれの専門性や役割を相互理解し、多機関協働による支援調整、支援プランに基づく横断的な支援を展開します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------------------------|----------------|-----------------|
| どこに相談できるのかがわからずに不安を感じた割合 | 20.1% | 4.2% |
| 相談窓口の対応について、横のつながり(連携)があると感じる割合 | 30.9% | 50.9% |

2 アウトリーチ等を通じた継続的支援

(1) 現状と課題

長期にわたりひきこもりの状態にあるなどの生活課題を抱えていても、相談窓口にたどり着けなかったり、相談できたとしても支援を拒否し、適切な支援につながらないケースが地域の中で見えにくい形で存在しています。

こうした状況は、長期にわたる複雑化・複合化した課題が潜在し、さらに社会的孤立の実態が事態を深刻化させる要因ともなります。

本市において、アウトリーチ等を通じた継続支援の実施は、高齢(介護)、障がい、こども子育て、生活困窮の相談支援機関の一部が実施している状況にとどまっていることを踏まえ、それぞれの相談支援機関が、アウトリーチ等を通じた継続支援の取り組みを広げ、様々なアプローチにより、支援を必要とする人(世帯)と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに取り組む必要があります。

(2) 今後の取り組み

1 アウトリーチ等を通じた継続支援の充実

それぞれの相談支援機関が、アウトリーチ等を通じた継続支援の取り組みを広げ、支援を必要とする人(世帯)と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに取り組み、生活課題の解消に向けた支援につなげます。

2 相談支援につながる地域づくり

社会資源や関係機関等との連携体制の強化を図り、発見のネットワークを広げます。

3 多機関協働による支援調整

(1) 現状と課題

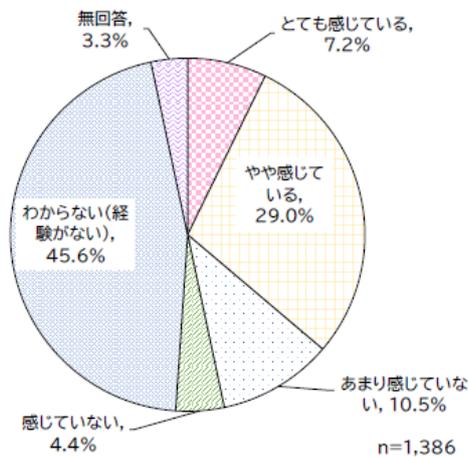
生活支援、就労支援、医療、保健、地域づくりなど、住民が抱える課題が多様化・複雑化する中で、特定の機関や制度だけでは十分な支援が行き届かないケースが増えています。そのため、縦割りの枠組みを越えて、多機関・多職種が連携しながら支援調整を行う体制づくりは、地域共生社会の実現に欠かせない要素となっています。こうした連携の仕組みが整うことで、住民が制度や窓口を行き来する負担が軽減され、必要な支援が切れ目なく届けられる安心な地域環境が生まれます。

アンケート調査の結果では、自立支援やサービスの提供について、困りごとに寄り添った多機関・多職種による連携支援が行われていると感じる人は36.2%でした。

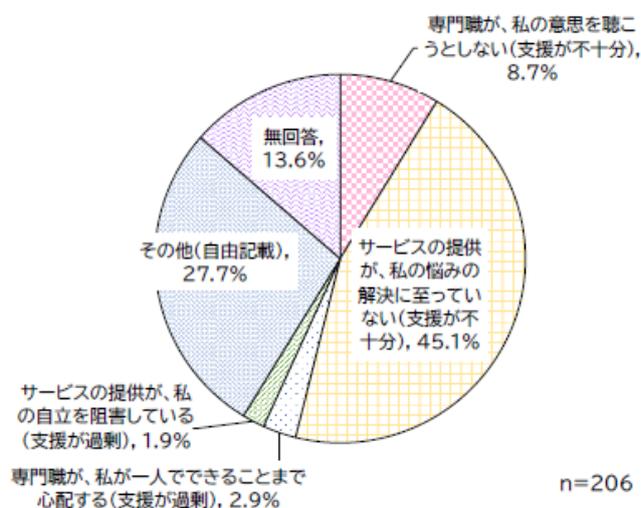
一方、「感じていない」は14.9%で、そう感じた理由が、「サービスの提供が、私の悩みの解決に至っていない」が45.1%と最も高く、属性ごとの個別アプローチ(支援)だけでは不十分であることが課題として考えられます。

このことから、支援の展開にあたっては、本人の意思を尊重した適切なサービスの提供が行われるよう、多機関・多職種等による支援調整を行う必要があります。

◆自立支援やサービスの提供について、困りごとに寄り添った多機関・多職種による連携支援が行われていると感じているか



◆「あまり感じていない」「感じていない」と答えた方で、そう感じた理由



《その他抜粋》

- ・サービスが良く分かりません。
- ・サービスの提供の仕様、内容など、利用者がもっとわかるような、利用者側にたった説明をしてほしい。
- ・事務的な対応が多い。寄り添っていない。
- ・医療機関と介護機関の連絡が取れているとは思われない。情報共有など皆無。

(2) 今後の取り組み

1 支援調整会議の実施

アセスメントの内容について、支援の実施に必要な地域住民、関係団体、関係機関(専門機関など)、行政(関係各課)などによる支援調整会議を多様な方法により実施し、支援プランの方向性を検討し決定します。

※支援の展開は、支援プランに基づき行います。

2 支援プランの評価・見直し・終結

支援プランに基づき展開した結果について評価を実施します。また、身体や生活環境等の状況の変化により支援の方向性を見直す場合や、支援の終結についても、支援調整会議により決定します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------------------------------|----------------|-----------------|
| 困りごとに寄り添った多機関・多職種による連携支援が行われていると感じる割合 | 36.2% | 46.7% |

4 支援プランの作成

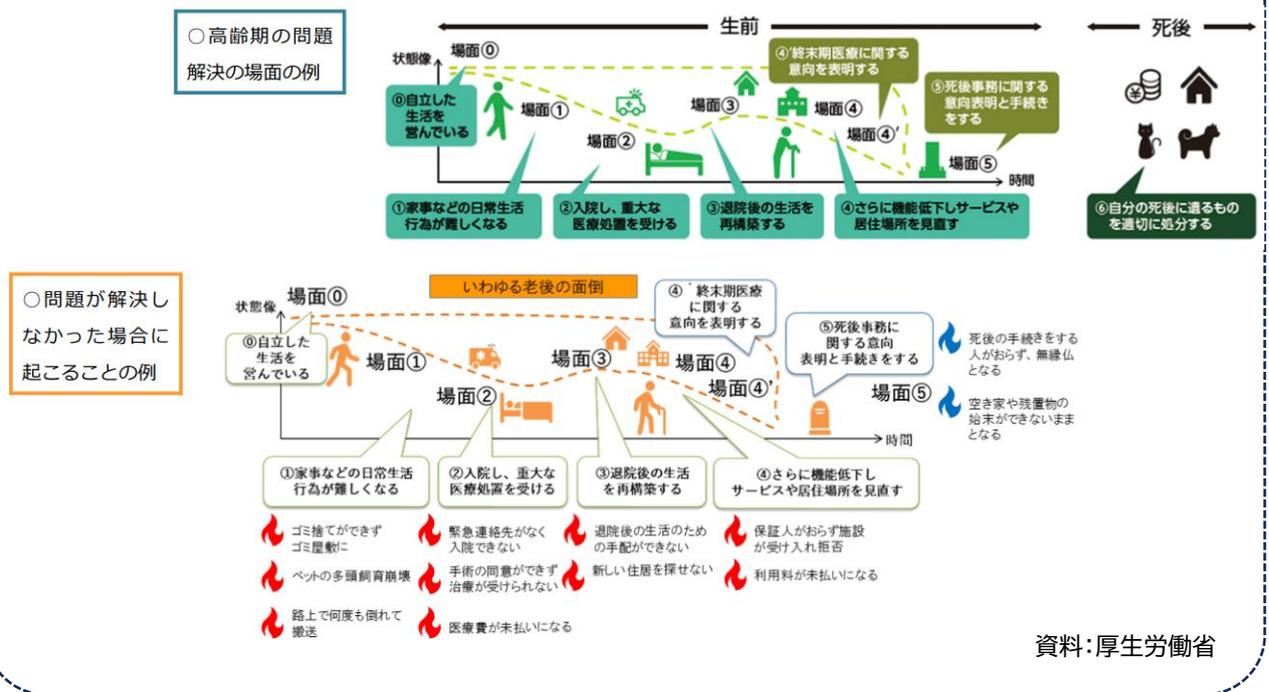
(1) 現状と課題

近年、属性ごとの個別アプローチ(支援)にあっても、公的給付によるサービスの提供だけでなく、地域資源を活用したインフォーマルサービスとの組み合わせにより、自立支援の目的を達成するための多様な支援が展開されています。

しかしながら、本人(世帯)が抱える生活課題が複雑化・複合化している場合には、その一部の支援にとどまってしまう。

支援調整会議により決定した支援プランに基づき、複雑化・複合化した課題の解決に向けた重層的な支援※7を展開する必要があります。

※7 「重層的な支援」とは



(2) 今後の取り組み

1 支援プランに基づく支援の展開

本人、家族、地域、団体、関係機関、行政などが、それぞれの役割を果たし、複雑化・複合化した課題の解決に向け、重層的な支援を展開します。

基本目標 3

相互に支え合う地域づくりの実施体制整備

1 社会とのつながりを回復するための参加支援

(1) 現状と課題

人口減少や高齢化、家族形態の変化が急速に進む中、地域の中で“人とのつながり”を失いやすい状況が広がっています。特に、ひとり暮らし高齢者、就労や子育てで時間の余裕がない世帯、障がいのある方、長期にわたりひきこもりの状態にある方など、地域活動に参加しにくい層ほど、孤立が深まりやすいことが指摘されています。

しかし、身近な活動に参加することは、「役割を持てる」「誰かとつながる」「必要な情報が届く」など、生活の安心につながる大切な要素です。地域福祉の観点でも、参加の機会を広げることが、支え合いの基盤づくりに直結します。

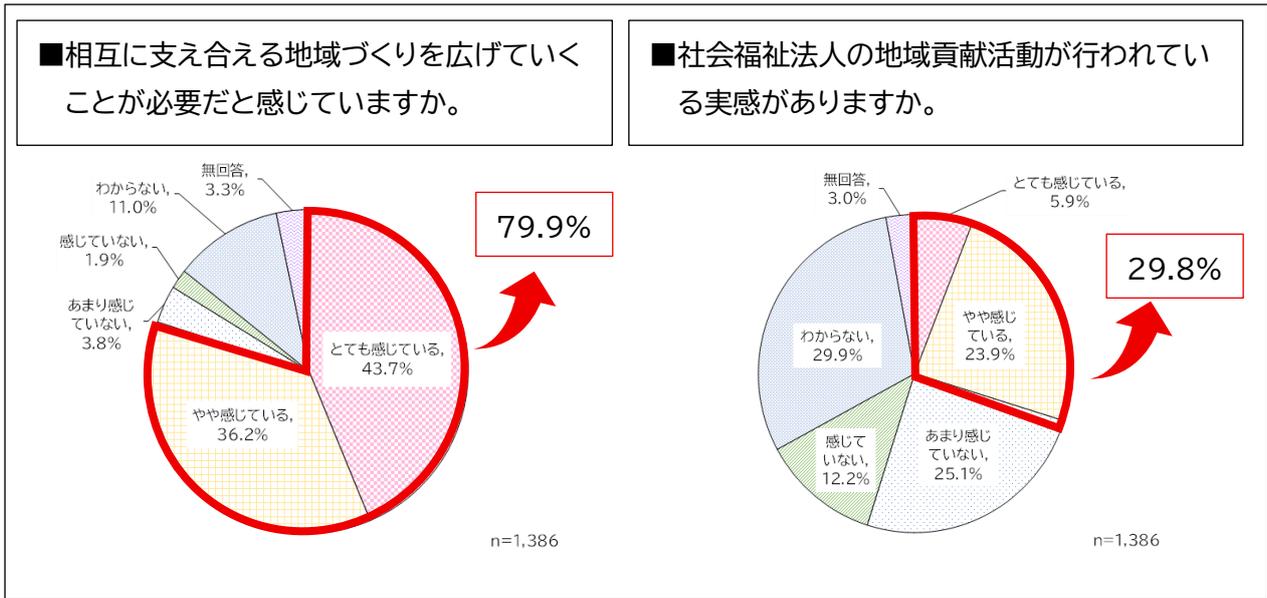
そのため、地域の中で無理なく参加できる機会を増やし、誰もが“つながり直せる”環境をつくるのが、これからの地域づくりにおいて欠かせません。

アンケート調査結果では、人口減少や高齢化に伴う担い手不足など、地域の実情を踏まえたうえで相互に支え合える地域づくりを広げていくことが必要だと感じている人が 79.9% と高い割合を占めています。

一方で、地域の困りごとに寄り添った社会福祉法人の地域貢献活動が行われている実感があると答えた人は 29.8% にとどまっています。

この結果から、支え合う地域づくりの必要性については多くの人共感しているものの、実際にその取り組みを身近に感じている人は少ないことが分かります。地域での実践や発信の機会が限られていること、あるいは活動に触れる機会が少ないことなどが背景にあると考えられます。

今後は、社会福祉法人をはじめとした多様な主体が、それぞれの強みを生かして地域との関わりを深め、住民が“支え合いの実感”を持てるような取り組みを広げていくことが求められます。



(2) 今後の取り組み

地域の中で無理なく参加できる機会を増やし、誰もが“つながり直せる”環境の充実を図るとともに、社会福祉法人をはじめとした多様な主体が、それぞれの強みを生かして地域との関わりを深め、住民が“支え合いの実感”を持てるような取り組みを広げます。

1 視点やノウハウの結集

市役所各部局間の業務の擦り付け合いや、無関心という考え方を排除し、各部局職員の視点やノウハウを活かし、地域住民(関係機関・専門機関を含む)と一緒にアイデアを出し合い、相互に支え合う仕組みづくりを広げます。

2 社会資源の開発

社会福祉協議会が実施する生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)の取り組みを普遍化し、社会とのつながりを回復するための参加支援や地域づくりに向けた支援を展開します。

また、社会福祉法人の強みを活かし、ニーズに寄り添った、地域における公益的な取り組みを促進します。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|---------------------------------|----------------|-----------------|
| 相互に支え合える地域づくりを広げていくことが必要だと感じる割合 | 79.9% | 83.7% |
| 社会法人の地域貢献活動が行われている実感がある割合 | 29.8% | 54.9% |

2 地域づくりに向けた支援

(1) 現状と課題

地域の課題が複雑化する今、「行政だけ」「住民だけ」「地域団体だけ」では対応しきれない状況が増えています。災害、生活困窮、子育ての困りごと、介護負担など、身近な困りごとは多様で、日常的な関わりや顔の見える関係が解決の鍵になるケースも少なくありません。

こうした背景から、地域住民・自治会・民生委員・福祉団体・事業者などが、それぞれの強みを活かしながら協働できる「地域づくりの実施体制」を整えることが重要視されています。小さな活動や気づきが積み重なることで、地域の支え合い力が高まり、暮らしの安心につながっていきます。そのため、地域の主体が取り組みやすい仕組みづくりや、活動の継続を支える支援を行うことが必要です。

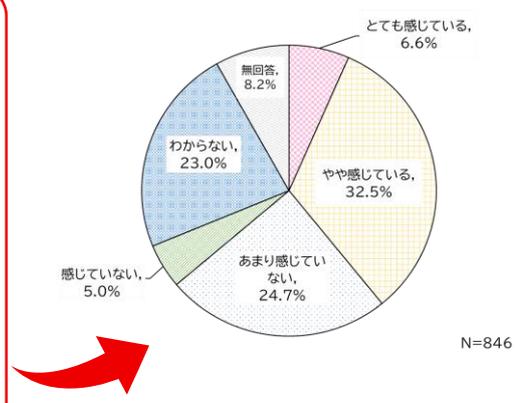
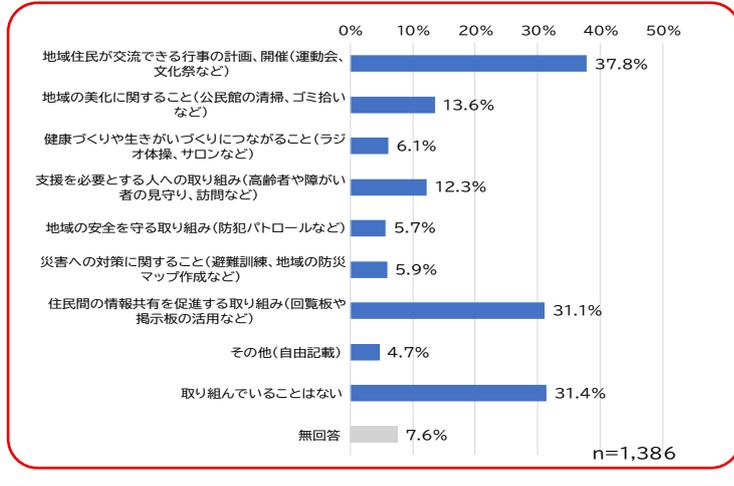
アンケート調査の結果では、住まいの地域で主体的に地域課題を把握し、課題を解決するために取り組んでいる事例がある人は 61% (100% - 取り組んでいることはない 31.4% - 無回答 7.6%) である一方、様々な活動を通じて地域課題の解決につながったと感じている人は 39.1% にとどまっています。このことから、多様な地域資源や社会資源との結びつきが弱いことが課題として考えられます。

一方で、こうした活動を主体的に取り組んでいる人は、役割りをもち「生きがい」をもてていると感じる人は 78.9% で、取り組んでいない人は 59.5% という結果でした。更に、幸せや生活満足度 (7 点以上) の視点から見ると、取り組んでいる人が 68.1% で、取り組んでいない人は 52.3% という結果になっています。このことから、地域づくりへの参画は、社会的つながりの形成だけでなく、個人の「生きがい」、「幸せや生活満足度」の高さにも寄与することが明らかとなっています。

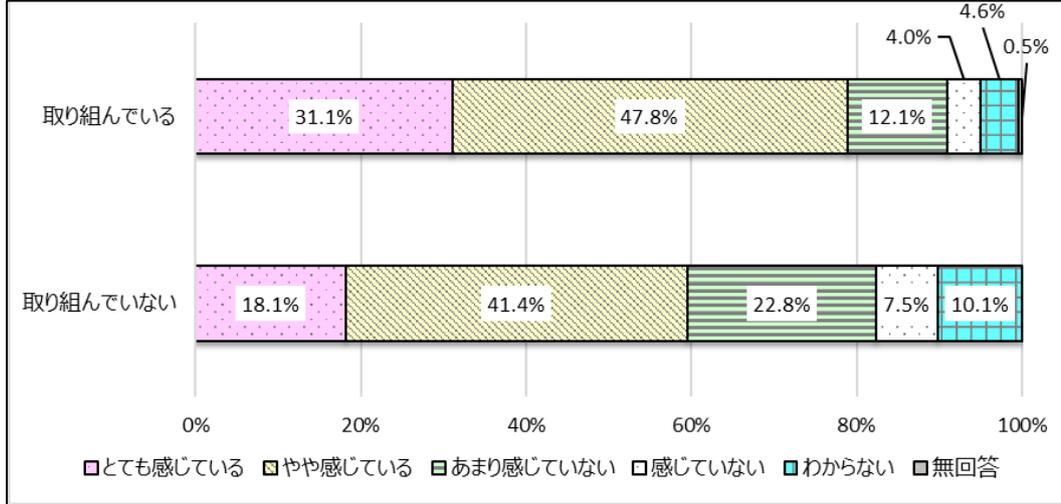
地域づくりの支援の実施にあたっては、“基本目標1 だれにとっても暮らしやすいまちづくり” にあるよう「つながり」と「循環」を意識し、「土台としての地域力の強化」を図るとともに、市民の「幸せや生活満足度」と「職務従事者満足度」が高まるよう取り組まなければなりません。

■あなたが住まいの地域で、主体的に地域課題を把握し、課題を解決するために取り組んでいる事例がありましたら教えてください。

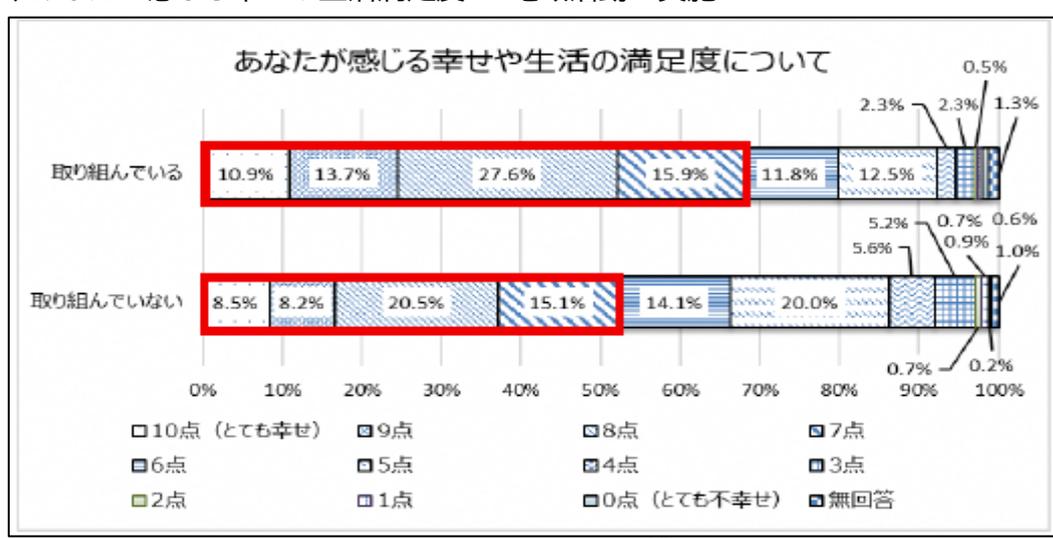
■様々な活動を通じて、地域課題の解決につながったと感じていますか。



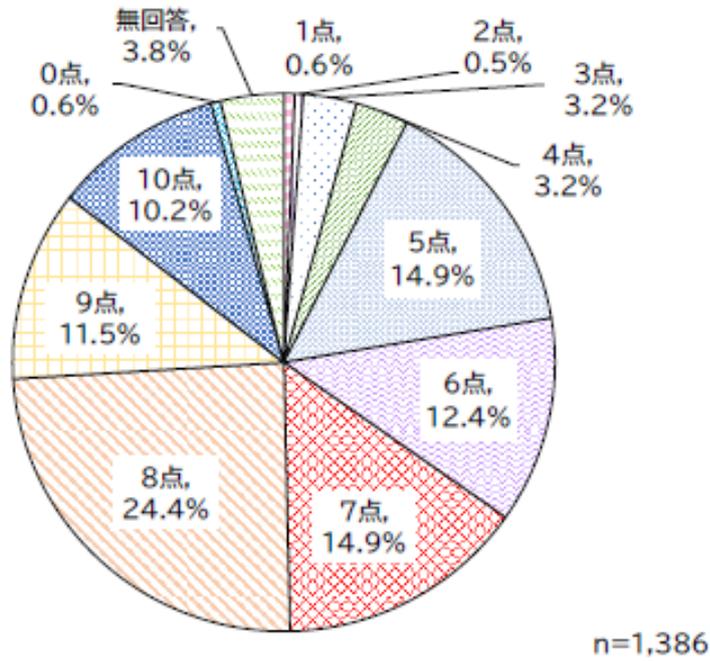
◆生きがい × 地域活動の実施



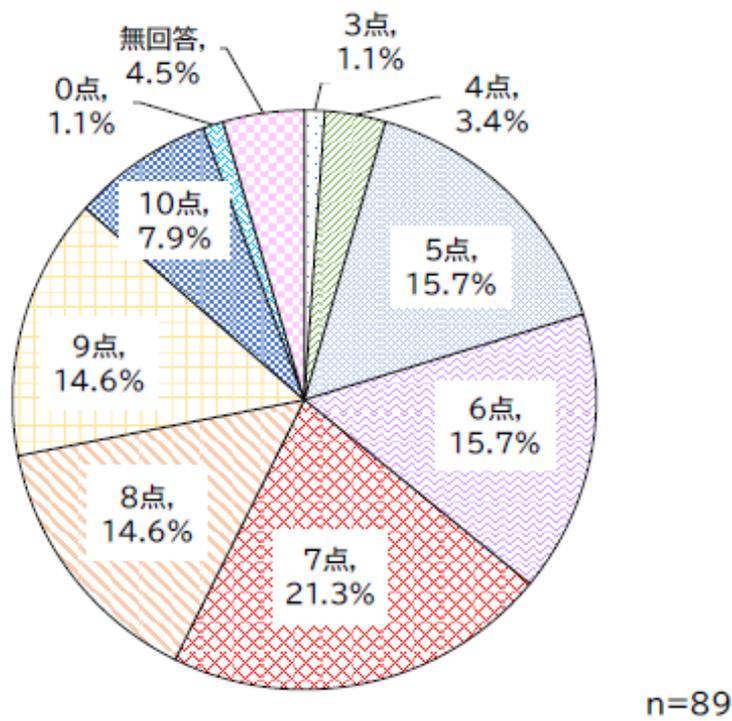
◆あなたが感じる幸せや生活満足度 × 地域活動の実施



◆あなたが感じる幸せや生活の満足度



◆職務従事者満足度(やりがい)



(2) 今後の取り組み

1 地域づくりに向けた支援

社会福祉協議会が実施する生活支援体制整備事業(地域包括ケアシステム)の取り組みを普遍化し、「つながり」と「循環」を意識し、「土台としての地域力の強化」を図るとともに、市民の「幸せや生活満足度」と「職務従事者満足度」が高まるよう取り組みます。

(3) 評価指標と数値目標

| 評価指標 | 現状値 (令和7年度) | 目標値 (令和12年度) |
|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 様々な活動を通じて地域課題の解決につながったと感じている割合 | 39.1% | 63.8% |
| あなたが感じる幸せや生活の満足度(7点以上) | 61.0% | 73.4% |
| 職務従事者満足度(やりがい)(7点以上) | 58.4% | 74.1% |

<第2編>

南島原市成年後見制度利用促進基本計画

南島原市再犯防止推進計画

南島原市成年後見制度利用促進基本計画

I 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年の人口減少や高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症や障がいがあることなどにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う地域共生社会の実現が強く求められています。

一方、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護を財産管理の支援によって本人の地域生活を支える役割を担っているものの、その利用は十分とは言えず、制度の周知を含め、制度の利用促進の取り組みが求められています。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。さらに、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、その後令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

これを受けて南島原市では令和3年度に成年後見制度利用促進に関する中核機関を設置しました。

今後、南島原市で成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定することとします。



資料：厚生労働省

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に基づき策定する計画であり、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、本市における権利擁護支援体制の整備を計画的に推進することを目的とする。

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までとします。

II 基本目標及び市の取り組み

目標1 地域の権利擁護支援体制の構築

施策

- ・中核機関を中心とした地域支援ネットワークの構築
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター等との協働による地域支援体制の充実

目標2 制度の周知及び相談支援体制の整備

施策

- ・中核機関と連携した広報活動の展開
- ・中核機関を中心とした相談窓口の機能強化

目標3 成年後見制度利用支援の推進

施策

- ・親族による申立てが困難な場合に、市長による成年後見人等の選任の申立てを行う
- ・収入や資産が少なく費用負担が困難な人に対して、制度利用の申立費用や報酬の助成を行う

南島原市再犯防止推進計画

I 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

平成14年度以降、刑法犯の認知件数が減少する一方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加しております。

市民が安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっており、犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの更生について、長崎県再犯防止推進計画等を踏まえ関係機関・団体との連携をとりながら、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることが重要です。

(2) 再犯防止推進計画とは

平成28年12月14日に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第4条第2項において地方公共団体は再犯防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。同法第8条第1項において都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならないことが定められています。

(3) 計画の位置づけ

南島原市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

(4) 計画期間

令和8年度から令和12年度までとします。

(5) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

II 計画の基本方針

(1) 基本的な考え方

再犯の防止等の推進に関する法律第3条に規定された「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の基本方針並びに「長崎県再犯防止計画」の内容を踏まえ、本市の実情に応じた計画を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪被害者の心情等に配慮し再犯防止に取り組みます。

(2) 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向け、次にあげる5つの取り組みを重点的に推進します。

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等の連携した修学支援の実施、非行等の防止
- (4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (5) 再犯防止に向けた基盤の整備

Ⅲ 市の取り組みについて

(1) 就労・住居の確保

犯罪や非行をした人達が社会復帰した後、再度犯罪をし、再び入所する者のうち、無職である者や住居が確保されていない者の再犯率が高く、地域社会で生活する上で適切な就労と住居の確保は再犯防止の観点から重要です。

<具体的な取り組み>

就労の確保

- (ア) 南島原市福祉事務所と連携し、就労機会の獲得に努め、安定した就労の確保を図ります。
- (イ) 一般就労が困難な者、就労を希望する障がい者に対して、南島原市福祉事務所やその他関係機関と連携し、就労や生活支援を行います。
- (ウ) 犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用又は、雇用しようとする民間事業主「協力雇用主」についての周知を図ります。

住居の確保

- (ア) 市広報紙や市のホームページ等を活用し、市営住宅の募集状況の情報提供を行います。また、要配慮者世帯から住宅困窮状況について相談に応じる等、帰住先の確保のための支援を図ります。
- (イ) 刑務所出所者等の住居を確保するにあたり、既存の福祉施策の活用について検討します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

保健医療・福祉サービスは、罪を犯した人であるか否かに関わらず誰にでも提供されます。生活に困窮する者、高齢者、障がい者、薬物依存者等の再犯防止に向けては、必要な支援につなげることが重要です。

<具体的な取り組み>

高齢者や障がい者、薬物依存者等の保健医療・福祉サービスを必要とする犯罪を犯した者等に対して、地域生活が可能となるように、相談支援に応じ、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。

(3) 学校等の連携した修学支援の実施、非行等の防止

少年の再犯防止に向けては、非行の未然防止が特に重要となります。非行や問題行動のある児童生徒の背景は様々であり、ニーズや対応についても、学校をはじめ様々な関係機関及び団体と連携し検討が必要です。

<具体的な取り組み>

- (ア) 地域の様々な関係機関及び団体との連携による、非行の未然防への取り組みの充実について検討を図る。
- (イ) 南島原市で毎年開催する「社会を明るくする運動」への参加を通して生徒や保護者に非行防止や犯罪被害の防止に対し関心をもってもらい、知識を深めてもらうことで啓発を図ります。

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

罪を償い社会の一員として再出発しようとする者が安心して地域社会で生活していくには、地域での立ち直りに対する理解が必要です。保護司や民間協力者、地域の関係者による連携により地域で孤立させないことが重要となります。

<具体的な取り組み>

- (ア) 広報紙やホームページ、社会を明るくする運動等を通じて、保護司や更生保護女性会の活動を通じた広報・啓発を実施し、市民に再犯防止や、刑務所等出所者の社会復帰の重要性について理解を促進します。
- (イ) 地域で孤立させない取り組みに保護司は重要な役割を果たしており、保護司適任者を推薦する等、保護司会に情報提供、連携を行い、人材育成等の保護司会の取り組みを支援します。
- (ウ) 国や市が実施する各種支援制度と、支援を必要とする対象者をつなげるため、民間協力者や地域の関係者、関係機関・団体等に対しわかりやすい周知に努めます。
- (エ) 保護司の保護観察対象者との面接に公民館等の市公共施設を利用する等、面接場所を確保します。

(5) 再犯防止に向けた基盤の整備

再犯の防止等に関する施策を効果的かつ迅速に実施するためには、その基盤となる人的・物的体制の整備施策の実施状況や効果の検証による施策の不断の見直し、効果的な広報・啓発活動の実施等が必要となります。

<具体的な取り組み>

- (ア) 計画策定から適宜中間評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画終了時には、計画期間全体を通じた施策の推進状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。

IV 計画の推進について

再犯防止は、各種行政サービスと密接であることから、県・関係機関等と連携して再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、課題や情報を共有し、再犯防止ネットワーク構築を推進します。

● 刑法犯の推移（認知・検挙件数）

| 区分 罪種 | 認知件数 | | | | | 検挙件数 | | | | |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 |
| 刑法犯総数 | 2,799 | 3,155 | 3,244 | 3,786 | 4,009 | 1,955 | 2,013 | 1,922 | 2,184 | 2,275 |
| 凶悪犯 | 22 | 21 | 15 | 47 | 48 | 22 | 21 | 11 | 41 | 45 |
| 殺人 | 7 | 3 | 1 | 5 | 7 | 8 | 3 | 1 | 5 | 7 |
| 強盗 | 1 | 5 | 0 | 2 | 3 | 1 | 5 | 0 | 2 | 2 |
| 放火 | 7 | 9 | 4 | 2 | 3 | 9 | 7 | 4 | 0 | 2 |
| 不同意性交等 | 7 | 4 | 10 | 38 | 35 | 4 | 6 | 6 | 34 | 34 |
| 粗暴犯 | 335 | 360 | 368 | 405 | 436 | 318 | 349 | 346 | 354 | 419 |
| 凶器準備集合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 暴行 | 186 | 190 | 224 | 256 | 260 | 180 | 177 | 214 | 225 | 257 |
| 傷害 | 121 | 125 | 114 | 119 | 135 | 112 | 133 | 100 | 106 | 125 |
| 脅迫 | 23 | 36 | 27 | 21 | 27 | 22 | 33 | 30 | 16 | 28 |
| 恐喝 | 5 | 9 | 3 | 9 | 14 | 4 | 6 | 2 | 7 | 9 |
| 窃盗犯 | 1,732 | 1,786 | 1,804 | 2,129 | 2,132 | 1,209 | 1,200 | 1,123 | 1,301 | 1,268 |
| 知能犯 | 212 | 389 | 435 | 520 | 706 | 125 | 173 | 187 | 172 | 157 |
| 詐欺 | 197 | 365 | 394 | 488 | 660 | 114 | 152 | 154 | 144 | 120 |
| 横領 | 7 | 8 | 29 | 15 | 25 | 7 | 8 | 21 | 16 | 15 |
| 偽造 | 7 | 15 | 10 | 14 | 19 | 3 | 12 | 11 | 9 | 19 |
| その他 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 風俗犯 | 47 | 44 | 68 | 78 | 134 | 42 | 36 | 38 | 72 | 114 |
| 賭博 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 不同意わいせつ | 29 | 23 | 38 | 37 | 47 | 30 | 19 | 21 | 36 | 39 |
| 公然わいせつ・ わいせつ物頒布等 | 18 | 21 | 30 | 22 | 22 | 12 | 17 | 17 | 26 | 16 |
| 面会要求等 | - | - | - | 0 | 3 | - | - | - | 0 | 3 |
| 性的姿態撮影等処罰法 | - | - | - | 18 | 61 | - | - | - | 10 | 54 |
| その他の刑法犯 | 451 | 555 | 554 | 607 | 553 | 239 | 234 | 217 | 244 | 272 |
| 占有離脱物横領 | 117 | 128 | 145 | 161 | 145 | 71 | 79 | 75 | 86 | 75 |
| 住居侵入 | 87 | 101 | 105 | 103 | 103 | 55 | 67 | 67 | 59 | 62 |
| 略取誘拐・人身売買 | 1 | 4 | 2 | 5 | 8 | 1 | 4 | 1 | 4 | 9 |
| 器物損壊等 | 186 | 267 | 252 | 268 | 216 | 71 | 45 | 46 | 64 | 59 |
| その他 | 60 | 55 | 50 | 70 | 81 | 41 | 39 | 28 | 31 | 67 |

※ 令和5年7月、強制性交等罪が不同意性交等罪に、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に、それぞれ罪名が改正されました。

※ 令和5年7月、面会要求等（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪が新設されました。

※ 令和5年7月、性的姿態撮影等処罰法（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律）が施行されました。

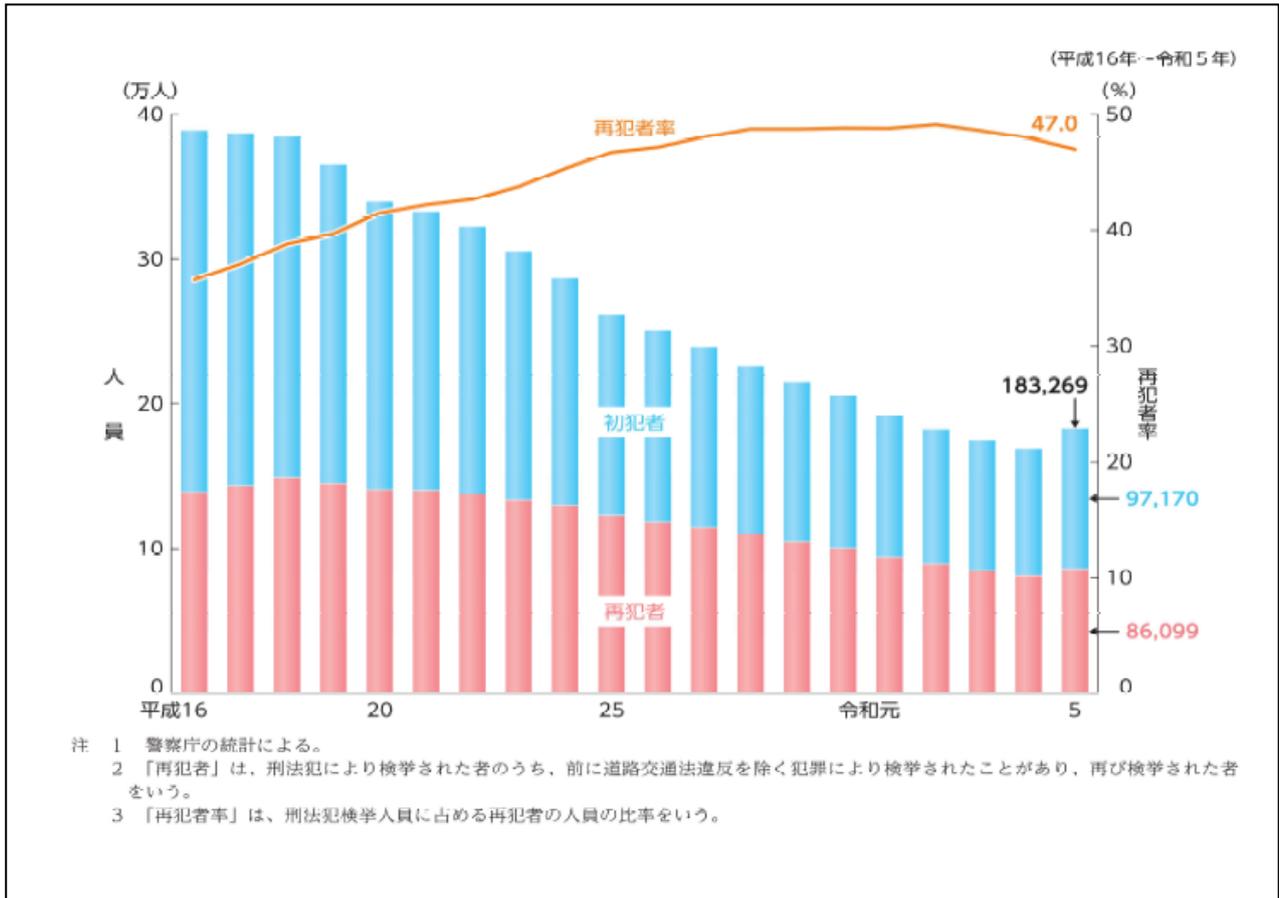
●市町別 刑法犯認知件数の推移

| 市町名 | 令和 2年 | うち65歳 以上被害 | 令和 3年 | うち65歳 以上被害 | 令和 4年 | うち65歳 以上被害 | 令和 5年 | うち65歳 以上被害 | 令和 6年 | うち65歳 以上被害 | |
|------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----|
| 長崎市 | 912 | 108 | 946 | 140 | 983 | 118 | 1,209 | 153 | 1,301 | 148 | |
| 佐世保市 | 593 | 50 | 725 | 111 | 739 | 91 | 875 | 111 | 939 | 132 | |
| 島原市 | 93 | 10 | 74 | 12 | 81 | 9 | 84 | 6 | 154 | 17 | |
| 諫早市 | 274 | 33 | 349 | 39 | 368 | 35 | 384 | 57 | 405 | 27 | |
| 大村市 | 257 | 26 | 272 | 22 | 267 | 35 | 320 | 29 | 347 | 35 | |
| 平戸市 | 39 | 12 | 40 | 11 | 41 | 14 | 31 | 10 | 36 | 11 | |
| 松浦市 | 30 | 7 | 39 | 6 | 63 | 14 | 51 | 9 | 43 | 10 | |
| 対馬市 | 37 | 8 | 60 | 11 | 55 | 16 | 73 | 23 | 91 | 22 | |
| 壱岐市 | 42 | 11 | 48 | 9 | 39 | 7 | 57 | 13 | 65 | 16 | |
| 五島市 | 61 | 9 | 84 | 21 | 54 | 13 | 107 | 20 | 49 | 7 | |
| 西海市 | 29 | 4 | 39 | 11 | 65 | 10 | 73 | 16 | 58 | 11 | |
| 雲仙市 | 88 | 21 | 91 | 24 | 95 | 17 | 90 | 11 | 76 | 12 | |
| 南島原市 | 65 | 11 | 55 | 13 | 58 | 13 | 51 | 10 | 45 | 10 | |
| 西彼 | 長与町 | 33 | 3 | 52 | 4 | 56 | 9 | 75 | 8 | 49 | 6 |
| | 時津町 | 83 | 7 | 81 | 7 | 90 | 4 | 98 | 6 | 97 | 10 |
| 東彼 | 東彼杵町 | 7 | 3 | 12 | 2 | 16 | 5 | 13 | 2 | 18 | 1 |
| | 川棚町 | 35 | 4 | 27 | 4 | 29 | 7 | 23 | 3 | 42 | 7 |
| | 波佐見町 | 22 | 3 | 19 | 4 | 23 | 5 | 37 | 3 | 42 | 12 |
| 北松 | 小値賀町 | 1 | 0 | 1 | 1 | 8 | 2 | 5 | 3 | 5 | 2 |
| | 佐々町 | 49 | 5 | 44 | 5 | 46 | 5 | 69 | 17 | 61 | 5 |
| 南松 | 新上五島町 | 25 | 6 | 34 | 8 | 22 | 3 | 19 | 2 | 29 | 6 |
| その他 | 24 | 2 | 63 | 0 | 46 | 2 | 42 | 1 | 57 | 0 | |
| 総数 | 2,799 | 343 | 3,155 | 465 | 3,244 | 434 | 3,786 | 513 | 4,009 | 507 | |

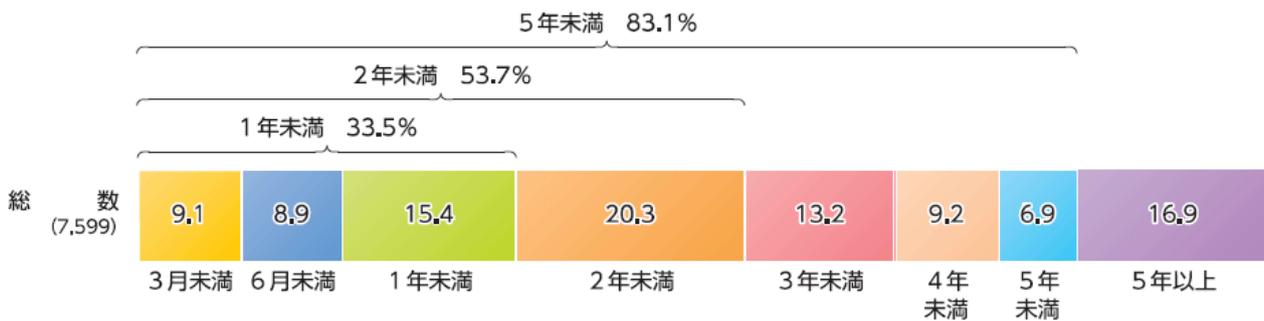
資料 3 (令和 6 年度 犯罪白書より抜粋)

資料4 R5

◆刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

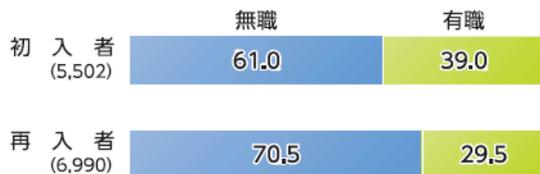


再入者の再犯期間別構成比
(令和 6 年度版「犯罪白書」より抜粋)



資料5 R5 入所受刑者の就労状況別構成費(男女別、初入者・再入者別)
(令和6年度版「犯罪白書」より抜粋)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

資料6 R5 入所受刑者の居住状況別構成費(男女別、初入者・再入者別)
(令和6年度 犯罪白書より抜粋)

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

第4期
南島原市地域福祉計画 ・
南島原市地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 長崎県南島原市
企画・編集 南島原市 福祉保健部 福祉課
〒859-2412 南島原市南有馬町乙 1023 番地
電話 0957-73-6651 FAX 0957-85-3142

南島原市 市民生活部 市民課
〒859-2211 南島原市西有家町里坊 96 番地 2
電話 0957-73-6647 FAX 0957-82-3086

南島原市社会福祉協議会 地域福祉課
〒859-2121 南島原市有家町石田 8 番地 46
電話 0957-65-2888 FAX 0957-82-0813
